

令和4年 第3回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和4年3月28日（月） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

頁

議案第3号	金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について	(教育総務課) ··· 1
議案第4号	金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について	(教育総務課) ··· 2
議案第5号	金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について	(教育総務課) ··· 3
議案第6号	金沢市教育委員会公印規則の一部改正について	(教育総務課) ··· 4
議案第7号	金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について	(学校教育センター) ··· 5
議案第8号	金沢市図書館規則の一部改正について	(図書館総務課) ··· 6
議案第9号	金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定について	(教育総務課) ··· 7
議案第10号	金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正について	(学校職員課) ··· 8
議案第11号	金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について	【非公開案件】(教育総務課) ··· 9

報告第 7 号	犀桜小学校新校舎の供用開始について	(教育総務課) ··· 1 9
報告第 8 号	中央小学校新校舎の供用開始について	(教育総務課) ··· 2 2
報告第 9 号	玉川こども図書館の供用開始について	(図書館総務課) ··· 2 5
報告第 10 号	金沢市図書館の休館日の変更について	(図書館総務課) ··· 2 8
報告第 11 号	金沢市立小・中学校の勤務時間記録の集計結果（令和 3 年度 10~12 月分）について	(学校職員課) ··· 3 0
報告第 12 号	新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について	(学校指導課) ··· 3 3
報告第 13 号	「新・金沢型工業教育モデル」について【概要】	(市立工業高等学校事務局) ··· 3 5
報告第 14 号	金沢市における家庭教育の推進に関する提言の提出について	(生涯学習課) ··· 3 9

その他

- (1) 令和 3 年度 金沢市立工業高等学校卒業生の進路状況及び下半期活動状況等について
- (2) 次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市図書館規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う
関係規則の整理に関する規則制定について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について
【非公開案件】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

犀桜小学校新校舎の供用開始について

令和 4 年 3 月 28 日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

犀桜小学校新校舎の供用開始について

1 内 容

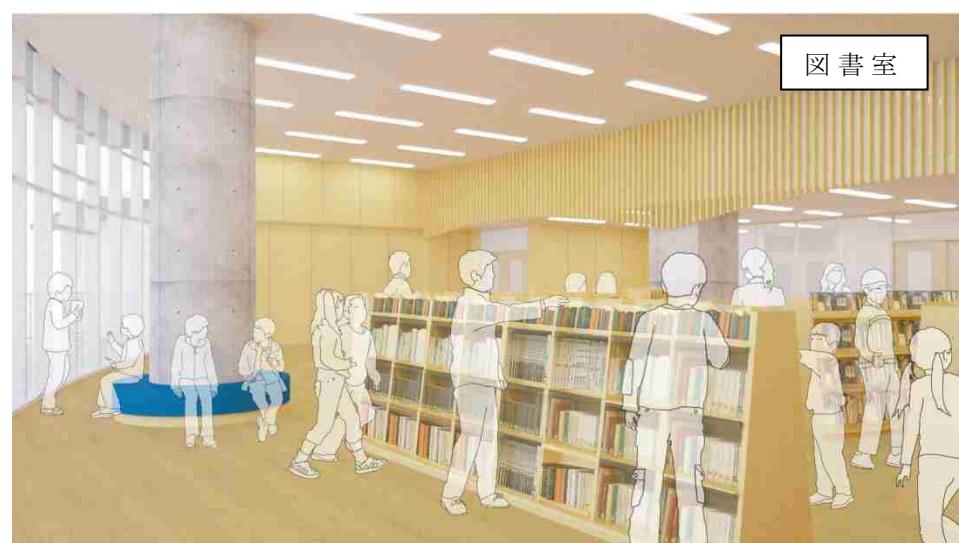
令和 2 年 9 月から建設工事を進めてきた犀桜小学校について、令和 4 年 3 月に工事が完了することから、4 月より供用を開始する。

2 校舎等概要

- (1) 設置場所 金沢市菊川 1 丁目地内（旧菊川町小学校敷地）
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造 地上 4 階（一部 3 階）
- (3) 延床面積 約 6,031 m²
- (4) 特徴

- ① 周辺環境と調和した教育環境の確保
 - ・ 周辺環境と調和した外観にするとともに、犀川や桜並木を見渡すことが可能な開放的な空間を確保
- ② 児童が安全で快適に過ごせる生活空間の整備
 - ・ 職員室は来校者を確認できるよう正面玄関を見通せる位置とし、普通教室や特別教室等を主に 2 階以上に配置するなど児童の安全を確保
 - ・ 断熱性に優れた建材を活用するなど快適な教育環境を整備
- ③ 地域の歴史や文化に親しむ機会の創出
 - ・ 旧新堅町小学校及び旧菊川町小学校に関する展示スペースを設けるなど、子ども達が地域の歴史や伝統文化に触れる機会を創出

【完成イメージ】



中央小学校新校舎の供用開始について

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

中央小学校新校舎の供用開始について

1 内 容

令和 2 年 7 月から建設工事を進めてきた中央小学校について、令和 4 年 3 月に工事が完了することから、4 月より供用を開始する。

2 校舎等概要

- (1) 設置場所 金沢市玉川町地内（玉川こども図書館敷地内）
- (2) 校 舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階（一部 3 階）地下 1 階
延床面積 約 7,100 m²
- (3) 体 育 館 鉄筋コンクリート造 平屋（アリーナを半地下化）、屋上プール
延床面積 約 800 m²
- (4) 特徴
- ① 生き生きと活力ある学習環境の創出
 - ・ 多様な学習形態に対応できる多目的スペースを設けるとともに、普通教室の近くに図書館やパソコン教室を配置し、児童の自発性を促す学習環境を構築
 - ② 安心・安全な教育環境の整備と防災機能強化
 - ・ 職員室は正面玄関やグラウンドを見通せる位置とし、普通教室や特別教室等を主に 2 階以上に配置するなど児童の安全を確保
 - ・ 施設内に備蓄倉庫を配置し、災害時の機能を強化
 - ③ 地域とともに歩む学校づくり
 - ・ 周辺住宅地への日陰の影響や圧迫感の軽減等を図るため、高さや配置を工夫

【完成イメージ】

(上堤)



(三社方面)



玉川こども図書館の供用開始について

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

玉川こども図書館の供用開始について

令和2年7月から建設工事を進めてきた新しいこども図書館について、令和4年3月に工事が完了することから、4月17日（日）より供用を開始する。

1 施設の概要

(1) 設置場所	金沢市玉川町2番2号		
(2) 図書館部分	構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）	地上3階地下1階建
	延床面積	2,778m ²	（共用面積含む）
	収蔵可能冊数	約21万冊	（旧こども図書館 約13万冊）
	開架冊数	約5万冊	（ “ 約6万冊）
	新たに自動貸出機を導入		
(3) 駐車場部分	構造	鉄筋コンクリート造地下1階建	
	延床面積	約2,919m ²	
	駐車台数	73台	（旧こども図書館 56台）
	利用時間	9時30分～21時	
	使用料	30分以内無料、30分を超えた場合は、30分までごとに100円 21時を超える翌開館日の9時30分までの間は1,000円	

2 コンセプト及び機能

【コンセプト】 「世界にはばたく子どもとともに、未来をつくるみんなの図書館」

【機能1】 たくさんの子どもが本に親しめる拠点

【機能4】 金沢のコミュニティと子どもの読書を支える拠点

【機能2】 親子で楽しく学んで、活動する拠点

【機能5】 ふるさとを学び、世界とつながる情報の拠点

【機能3】 子どもの読書活動に携わる人たちのネットワークの拠点

3 各階の配置等

【1階】 木のひろば、はじめまして絵本の部屋、おはなしの部屋、ラウンジ、事務室など

【2階】 図書コーナー（乳幼児～小学校中学年対象）、郷土や世界の図書コーナー、ボランティア活動室など

【3階】 図書コーナー（小学校高学年～中学生対象）、学習コーナー、交流ホール、集会室など

【地下】 駐車場、閉架書庫など

4 開館記念事業の実施

開館を記念し、子供や親の絵本や読書への興味・関心を高め、図書館の魅力を広く発信する事業を実施

- 主な内容) ①絵本の複製画展 ②紙芝居の上映 ③親子向け絵本の読み聞かせと講演会
④地元絵本作家によるワークショップ ⑤「親と子の読書ダイアリー」の配布と読書会 など

【完成イメージ】

<外観>



<2階>



<1階 (木のひろば)>



<3階>



金沢市図書館の休館日の変更について

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市図書館の休館日の変更について

金沢市図書館規則第3条の規定により、金沢市図書館の休館日を下記のとおり変更します。

記

1 目的

新たなこども図書館の供用開始の翌日を休館日から開館日に変更し、玉川こども図書館の利用を促進して、子ども読書の推進を図ることを目的とする。

2 変更内容

玉川こども図書館及び玉川図書館（近世史料館を含む）について、令和4年4月18日（月）を開館日とする。

※なお、城北分館は、城北児童会館が休館日のため開館しない。

また、泉野図書館、金沢海みらい図書館については、月曜日は休館日にあたらない。

【参考】

※玉川こども図書館の供用開始日時 : 令和4年4月17日（日）正午

※開館時間（金沢市図書館規則第4条より）：玉川こども図書館は午前10時から午後5時まで

玉川図書館（近世史料館を含む）は午前10時から午後7時まで

金沢市立小・中学校の勤務時間記録の集計結果（令和3年度10～12月分）について

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小・中学校の勤務時間記録の集計結果（令和3年度10～12月分）について

1 対象者数及び対象職種等

※令和3年5月1日調査時点の人数

	学校数	教職員数	対象職種
小学校	53校	1,322名	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、
中学校	24校	736名	事務職員、講師
合計	77校	2,058名	(再任用拠点校指導教員、短時間再任用教諭、短時間非常勤講師は除く)

2 時間外勤務時間の平均

※（ ）内はR元年度同時期

区分 4～6月	1か月あたりの平均	内 訳		週休日・休日
		勤務日	週休日・休日	
小学校	4～6月	49h15m (52h57m)	46h07m (48h30m)	3h08m (4h27m)
	7～9月	28h42m (32h06m)	26h58m (29h23m)	1h43m (2h43m)
	10～12月	43h12m (47h27m)	41h02m (43h52m)	2h10m (3h35m)
	4～12月	40h23m (44h10m)	38h03m (40h35m)	2h20m (3h35m)
中学校	4～6月	64h15m (74h38m)	49h12m (53h38m)	15h03m (21h00m)
	7～9月	40h55m (47h37m)	29h46m (33h23m)	11h08m (14h14m)
	10～12月	56h16m (61h35m)	44h52m (46h48m)	11h24m (14h47m)
	4～12月	53h49m (61h17m)	41h17m (44h37m)	12h32m (16h40m)

- 「1か月あたりの平均」は、令和元年度同時期と比較して、小学校で4時間15分、中学校で5時間19分減少した。
- 「週休日・休日」は、令和元年度同時期と比較して、小学校で1時間25分、中学校で3時間23分減少した。

3 時間外勤務時間の分布

※ () 内はR元年度同時期

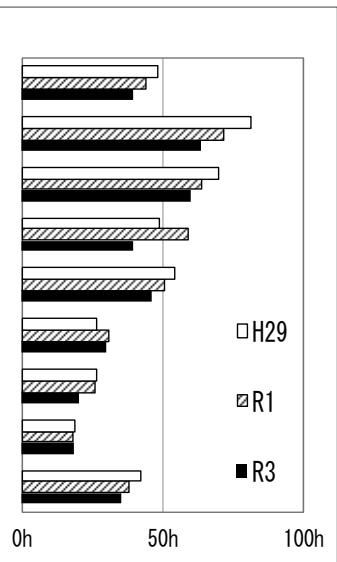
	区分 7～9月	0～45h	～60h	～80h	～100h	100h超
小学校	4～6月	42.9% (36.8%)	25.4% (24.4%)	25.8% (29.7%)	4.9% (8.0%)	1.0% (1.1%)
	7～9月	72.3% (65.7%)	17.1% (17.8%)	9.9% (14.3%)	0.7% (2.1%)	0.0% (0.1%)
	10～12月	52.9% (46.4%)	26.6% (24.5%)	18.9% (24.3%)	1.6% (4.4%)	0.0% (0.4%)
	4～12月	56.1% (49.7%)	23.0% (22.2%)	18.2% (22.8%)	2.4% (4.8%)	0.3% (0.5%)
中学校	4～6月	25.9% (19.8%)	18.1% (13.3%)	30.7% (26.0%)	15.7% (22.3%)	9.6% (18.6%)
	7～9月	56.4% (50.3%)	13.2% (12.1%)	20.2% (19.4%)	7.5% (12.4%)	2.7% (5.8%)
	10～12月	33.8% (28.7%)	21.3% (20.4%)	30.8% (26.0%)	9.4% (16.7%)	4.7% (8.2%)
	4～12月	38.7% (32.9%)	17.5% (15.3%)	27.2% (23.8%)	10.9% (17.1%)	5.7% (10.9%)

○ 1か月あたりの平均が80時間を超える者の割合は、令和元年度同時期と比較して小学校で3.2ポイント、中学校で10.8ポイント減少した。

4 10～12月の職種別集計

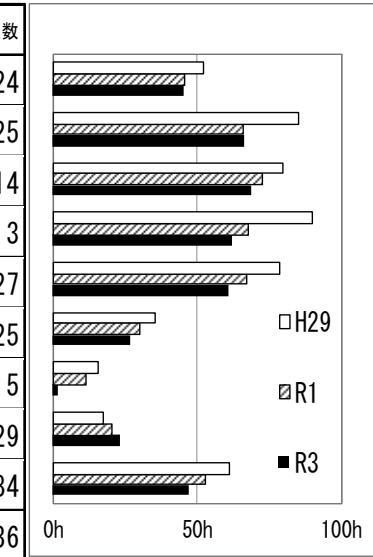
①小学校 ※ () 内はR元年度同時期比

職種	10～12月の平均	80～100h	100h超	対象人数
校長	39h24m (△10.1%)	0.0%	0.0%	50
教頭	63h58m (△10.8%)	4.4%	0.0%	54
主幹教諭	59h58m (△6.0%)	6.3%	0.0%	16
指導教諭	39h44m (△32.6%)	0.0%	0.0%	2
教諭	46h08m (△8.9%)	1.9%	0.0%	906
養護教諭	29h58m (△2.1%)	0.0%	0.0%	54
栄養教諭等	20h35m (△21.4%)	0.0%	0.0%	20
事務職員	18h46m (+2.4%)	1.2%	0.0%	54
講師	35h14m (△8.2%)	0.4%	0.0%	166
総計	43h12m (△9.0%)	1.6%	0.0%	1,322



②中学校 ※ () 内はR元年度同時期比

職種	10～12月の平均	80～100h	100h超	対象人数
校長	45h09m (△0.7%)	0.0%	0.0%	24
教頭	66h22m (+0.3%)	6.7%	0.0%	25
主幹教諭	68h42m (△5.2%)	14.3%	4.8%	14
指導教諭	62h13m (△8.1%)	11.1%	22.2%	3
教諭	61h09m (△8.9%)	11.4%	6.2%	527
養護教諭	26h33m (△11.8%)	0.0%	0.0%	25
栄養教諭等	1h25m (△87.5%)	0.0%	0.0%	5
事務職員	23h01m (+13.1%)	1.2%	2.3%	29
講師	47h10m (△10.7%)	4.9%	0.4%	84
総計	56h16m (△8.6%)	9.3%	4.7%	736



○ 1か月あたりの平均が最も多いのは、小学校では教頭であるが、中学校では主幹教諭である。

○令和元年度と比較して増加したのは、小学校では事務職員であり、中学校では教頭と事務職員である。

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について

児童生徒の発生状況（令和3年度）

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間において、金沢市立学校で新型コロナウイルス感染症の陽性となった児童・生徒数は次のとおりである。

	児童・生徒数											計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
小学校 (学校名を公表したもの)	2人	5人	2人	2人	0人	3人	0人	0人	0人	85人	183人	282人
中学校 (学校名を公表したもの)	0人	6人	2人	5人	3人	4人	0人	0人	0人	25人	39人	84人
市立工業高校	4人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	11人	3人	19人
学校名公表せず	2人	12人	1人	27人	106人	11人	1人	0人	0人	213人	700人	1073人
計	8人	24人	5人	34人	109人	18人	1人	0人	0人	334人	925人	1458人

「新・金沢型工業教育モデル」について【概要】

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

「新・金沢型工業教育モデル」について【概要】

～ 21世紀日本のものづくりを担う工業人材を育成する ～

1. 経緯

構築から5年が経過した現在の「金沢型工業教育モデル」の成果と課題の検証や、令和4年度から実施される新学習指導要領や情報技術の急速な高度化などに対応する必要があることから、令和3年8月に新・金沢型工業教育モデル懇話会を設置し、3回にわたり協議を重ね、「新・金沢型工業教育モデルの構築について（提言）」を取りまとめた。

2. 「新・金沢型工業教育モデル」の概要

これまでの成果を踏まえ、基本理念や基本的な方向性は、現在のモデルの考え方を大枠で継承していくこととし、一定の成果があつた取組みについても継続して取組んでいくこととした。しかし、一方で、超スマート社会の到来など来るべき時代の趨勢を見据え、今後、市立工業高校が新たに取組むべきものについては、5つの「総合戦略」として体系化し、具体的に取組んでいくこととした。

（1）基本理念

「ものづくり」の感性、技術の基礎・基本と社会人として必要な人間力を身につけた創造性豊かな人材を育成し、金沢市及び地域産業の発展に貢献する。

（2）基本的な方向性

<入口戦略（生徒募集）>

○情報発信の継続とものづくりへの興味、関心の啓発

<中身戦略（教育）>

○教員の資質向上や産業界、大学等との連携を通じた「ものづくり教育」の更なる充実

○部活動や地域貢献活動等の課外活動への積極的な参加と人間形成

<出口戦略（教育）>

○キャリア教育の強化とライフプランニングの支援

(3) 総合戦略と今後の方向性

- 総合戦略 I 「I C T 推進モデル校へ」
校内 I C T 推進室の設置など
- 総合戦略 II 「ロールモデルの活用」
社会で輝く卒業生 P R 動画の作成、配信（工業高校の P R）など
- 総合戦略 III 「先端技術推進校へ」
デジタル実習機器の整備やキューブサット（小型人工衛星）の開発、研究など
- 総合戦略 IV 「時代に即した指導体制」
大学・企業への教員長期派遣研修の実施など
- 総合戦略 V 「学びの継続・連携」
姉妹校等との国際交流や S D G s セミナー等の開催など

新・金沢型工業教育モデル（概要） ～ 21世紀日本のものづくりを担う工業人材を育成する ～

○基本理念

ものづくりの感性、技術の基礎・基本と社会人として必要な人間力を身につけた創造性豊かな人材を育成し、金沢市及び地域産業の発展に貢献する。

○基本的な方向性と具体的な取組み（継続）

入口戦略（生徒募集）	中身戦略（教育）	出口戦略（進路支援）
<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信の継続とものづくりへの興味、関心の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの刷新など学校PRの拡充 ・ものづくり情報発信コーナーの積極活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員の資質向上や産業界と大学との連携を通じた「ものづくり教育」の更なる充実 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決的学習や生徒の資格取得を推進 ・企業等への教員派遣研修の実施や熟練技能者の活用 ・授業力改善アドバイザーによる若手教員への指導 ○部活動や地域貢献活動などの課外活動への積極的な参加と人間形成 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動、地域貢献活動等への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリア教育の強化とライフプランニングの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細やかなキャリア教育の推進 ・効果的なインターンシップの実践

いずれの戦略にも関連する新たな取組みを総合戦略として体系化

○総合戦略と今後の方向性

総合戦略Ⅰ	総合戦略Ⅱ	総合戦略Ⅲ	総合戦略Ⅳ	総合戦略Ⅴ
<p>「ICT推進モデル校へ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内ICT推進室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用によるアクティブラーニングを通じた創造性や個性の育成 ・教職員のICT活用指導力の向上やICT授業教材の研究、開発 ・情報モラル教育の拡充 ・ペーパーレス化による教職員の働き方改革 	<p>「ロールモデルの活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会で輝く卒業生PR動画の作成、配信 <ul style="list-style-type: none"> ・中学生体験入学や中学校訪問等でのPR動画配信 	<p>「先端技術教育推進校へ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先端技術教育推進体制の確立、実践 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル実習機器の整備 ・先端技術教育に関する長期教員派遣研修、生徒現場学習 ・ものづくりコンテスト等への積極的チャレンジ ・Cube Sat（小型人工衛星）の開発、研究 	<p>「時代に即した指導体制」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○卒業生が教員として本校へ戻るサポート体制の整備 ○大学等への工業教員の魅力PR ○企業レベルの指導力育成のための大学・企業への教員長期派遣研修 ○適正な教員評価システムの構築と実施 	<p>「学びの継続・連携」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課題探求的学習等の自学の習慣化 ○1年次からのキャリアガイダンスの実施や大学オープンキャンパスの参加 ○就業体験の通年化の検討 ○企業、大学で活躍する卒業生との交流 ○姉妹都市や姉妹校との交流 ○SDGsセミナーやワークショップの開催

金沢市における家庭教育の推進に関する提言の提出について

令和4年3月28日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市における家庭教育の推進に関する提言の提出について

1. 趣旨

平成29年度から「家庭教育推進プログラム」に基づき、家庭教育を推進してきたが、現プログラムが今年度満了することから、本市における新たな家庭教育推進の方策について、金沢市家庭教育推進懇話会において検討を行ってきた。
このたび、同懇話会から「金沢市における家庭教育の推進に関する提言」が提出されたので報告する。

2. 検討経過等

- 令和3年6月4日 第1回家庭教育推進懇話会
・家庭教育推進プログラムの成果と課題
・家庭教育に関する保護者意識調査項目の検討
- 令和3年7月20日～8月20日
家庭教育に関する保護者意識調査の実施
(1) 目的 子供との関わり、保護者の家庭教育に対する意識、
家庭教育に関する事業の認知度やニーズを把握
(2) 対象 年中・小4・中2の児童生徒の保護者3,000件(各1,000件)
(3) 回答件数 1,609件(回答率53.6%)
- 令和3年10月21日 第2回家庭教育推進懇話会
・家庭教育に関する保護者意識調査結果の報告
・提言書骨子(案)について
- 令和4年1月14日 第3回家庭教育推進懇話会
・提言書の策定について
- 令和4年1月31日 「金沢市における家庭教育の推進に関する提言」
金沢市家庭教育推進懇話会会长(桑村 佐和子 金沢美術工芸大学教授)から教育長へ提出

3. 「金沢市における家庭教育の推進に関する提言」の概要

(1) 家庭教育に関する保護者意識調査の結果

○子供の状況や子供との関わり

- ・デジタル機器の所持状況の低年齢化が進み、使用時間の増加に伴う保護者の不安が高い
- ・8割を越える家庭が共働き
- ・仕事等により多忙な生活で保護者に余裕がない現状
- ・協調性や人とのつきあい方、インターネットの適正な使い方を家庭で教えることが難しいと感じる保護者が多数

○家庭教育推進施策

- ・発達段階に応じた家庭教育の取り組みをわかりやすく伝える、困ったときに相談できる人や場を求めるニーズが高い
- ・保護者の情報入手手段として、学校等を通じた紙媒体や電子メール、SNS等のデジタル活用を望む人が多い

(2) 課題と方策

【課題】

1. 家庭教育に関する指針の浸透
家庭教育に関する指針が保護者に届く効果的な方法の工夫
2. 乳幼児期からの切れ目のない家庭教育支援
発達段階に応じて必要な情報提供を行い、不安感を解消する取組
3. 多忙な保護者への効果的なアプローチ
保護者への効果的な情報提供と、企業の家庭教育支援の参画
4. 家庭でのデジタル機器の適正な使い方
デジタル機器の使用に関する保護者の不安の解消
5. 多様な価値観や事情を持つ家庭への対応
真に支援や情報が必要な家庭に寄り添った対応
6. 社会全体で家庭教育をサポートする体制整備
部局の垣根を越えた連携、子供と関わる大人の家庭教育への共通理解

【家庭教育の推進に向けた方策】

1. 学ぶ～学習機会の効果的な提供～

- ① わかりやすい家庭教育ハンドブックの制作
- ② 保護者の実情に即した親の学ぶ機会の提供
- ③ 企業における親同士の交流を促進

2. 広がる～家庭教育に関する情報提供の充実～

- ① 家庭教育情報の効果的な発信
- ② 定期的に提供する家庭教育情報の充実
- ③ 各家庭でのデジタル機器の使い方のルールづくりの推進

3. つながる～地域・家庭・学校等の連携による支援～

- ① 家庭が社会とつながる場の創出
- ② 様々な担い手の家庭教育への参画推進

4. 今後の対応

提言を踏まえ次期「金沢市家庭教育推進プログラム」（計画期間：令和4年度～8年度）を策定

その他（1）

令和3年度 金沢市立工業高等学校 卒業生の進路状況及び下半期活動状況等について

		令和4年3月28日現在		
卒業生 237人	就職希望者	進学希望者	その他	
	152人 (64.1%)	81人 (34.2%)	4人 (1.7%)	
	うち就職内定者 152人 (100.0%)	うち合格者 81人 (100.0%)	家事手伝いなど	
	県内 131人 (86.2%)	県外 21人 (13.8%)		

主な就職先

民間： I C C サービスセンター、 I C C システムリューションズ、 I R いしかわ鉄道、アサヒ装設、アール・ビー・コントロールズ、石川建設工業、石川製作所、石川ヨット加ー、石野製作所、 E I Z O 、 S W S 西日本、 N T T フィールドテクノ、金沢村田製作所、喜多ハウジング、共和産業、共和電機工業、技建開発、小松ウォール工業、小松ウォールアイティ、小松製作所、宏州建設、酒井工業、瀧谷工業、シャープサポートアンドサービス、清水建設、伸晃化学、鈴木建設、第一電機工業、高松機械工業、高田産業、東振精機、トランテックス、日本パーツセンター、日本メックス、日海不二サッシ、白山機工、ビーケープラス、別川製作所、ベローズ久世、ホクショウ、北陸通信ネットワーク、北陸電気保安協会、北都組、北陸電力、北陸電気工事、北陸電設、ほくつう、北菱電興、真柄建設、松井建設、北興建設、明観組、米沢電気工事など 県内 90 社
アイシン、アイシン軽金属、イオンディライト、小田急電鉄、亀山建設、関電工、熊谷組、田中社寺、菅原工務所、デンソー、トヨタ自動車、中日本高速道路、 N I P P O 、西日本旅客鉄道 県外 14 社

公務員：金沢市（建築）、金沢市（土木）、津幡町（土木建築）

国土交通省北陸地方整備局、国土交通省北陸信越運輸局、石川県警察

主な進学先

国公立：筑波大学、公立小松大学

私立：金沢工業大学、北陸大学、金沢学院大学、金沢星稜大学

専修大学、中央大学、東京都市大学、中部大学、日本体育大学、東京女子体育大学、中京大学、多摩大学

など 34 校

金沢市立工業高等学校の下半期活動状況等について（令和3年9月～令和4年2月）

※3月28日現在

1. 資格取得

・電気主任技術者 第3種（電験3種）	1名	・I Tパスポート	1名
・JIS Z3801 アーク溶接試験	8名	・陸上特殊無線技士 2級	36名
・JIS 溶接技能者評価試験 半自動	5名	・カラーコーディネーター検定 スタンダード	2名
・パソコン利用技術検定 2級	2名	・海上特殊無線技士 2級	20名
・危険物取扱者 乙種第3・4・5・6類	26名	・機械製図検定	19名
・技能検定（配電盤・制御盤組立て作業）2級	3名	・土木施工管理技術検定 2級	21名
・計算技術検定 2級	6名	・建築施工管理技術者検定 2級	36名
・工事担任者 総合通信	3名	・工事担任者 第二級デジタル通信	2名
・消防設備士 乙種第4・7類	5名	・消防設備士 甲種第4類	1名
・情報技術検定 1級	2名	・情報技術検定 2級	22名
・測量技術検定角測量 中級	7名	・測量技術検定水準 中級	20名
・測量土補	2名	・電気工事士 第1種	28名
・電気工事施工管理技術検定試験 2級	16名		

※ジュニアマイスター顕彰制度（全国工業高等学校長協会） 特別表彰 9名、 ゴールド 17名、 シルバー 36名

2. 部活動

[10月]

- ・中部日本吹奏楽コンクール本大会 銅賞
- ・高等学校相撲金沢大会 団体3位 個人3位
- ・きもの装いコンテスト北陸・北越大会 学校対抗の部1位・3位
- ・ジャパンマイコンカーラリー2022北信越大会 個人カメラ部門優勝

[12月]

- ・中部日本バドミントン選手権大会 男子ダブルス3位 男子シングルス優勝
- ・全日本ユース（U15）水球競技選手権大会（桃太郎カップ） 女子ベスト8（石川県選抜）

[1月]

- ・全国高等学校選抜バドミントン大会北信越予選 団体3位 個人男子シングルス優勝・男子ダブルス3位

資 料
議案第 3 ~ 10 号

令和 4 年 3 月 教育委員会規則関係議案

機構改革等に伴う規則改正

議案第 3 号	金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について ······	1
議案第 4 号	金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について ······	12
議案第 5 号	金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について ······ ······ ······	16
議案第 6 号	金沢市教育委員会公印規則の一部改正について ······ ······ ······	31
議案第 7 号	金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の 一部改正について ······ ······ ······ ······ ······ ······	35

金沢市図書館条例の一部改正等に伴う規則改正

議案第 8 号	金沢市図書館規則の一部改正について ······ ······ ······ ······	49
---------	---	----

金沢市文書管理規程の一部改正に伴う規則制定

議案第 9 号	金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う 関係規則の整理に関する規則制定について ······ ······ ······ ······	77
	・ 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則	
	・ 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則	

教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確化等に伴う規則改正

議案第 10 号	金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正について ······ ······	78
----------	--	----

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 玉川こども図書館の追加
- 2 室の廃止及び係への移行等に伴う分掌事務の整理
- 3 学校教育センターに係る事務の整理

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「学力向上対策係」を「デジタル・学力向上係」に、

「
|生涯学習課|企画庶務係|
|家庭教育振興室|地域教育係|
」を

「
|生涯学習課|家庭教育係|
|地域教育係|
」に、

「
|泉野図書館|
」を

「
　　泉野図書館
　　玉川こども図書館
」に

改める。

第4条第1項の表中「玉川こども図書館等」を「義務教育施設と連携する施設」に、
「学力向上対策係及び」を「デジタル・学力向上係及び」に、

「

学力向上対策 係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
-------------	--------------------------

」を

「

デジタル・学 力向上係	1 小学校及び中学校の学習に関する次に掲げる事項 ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項 イ 情報システムの運用管理に関する事項 2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
----------------	--

」に、

「

生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 市民憲章に関する事項 6 他係に属しない事項
-------	-------	--

を

」

「

生涯学習課	家庭教育係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 家庭教育の振興に関する事項 5 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 6 社会教育委員に関する事項 7 市民憲章に関する事項 8 他係に属しない事項
-------	-------	---

に、

」

「

家庭教育振興室	1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項

を

」

中央公民館

1 成人教養講座の開催に関する事項

に、

泉野図書館

を

泉野図書館

玉川こども図書館

に

改め、同条第2項の表中

2 学校教育に係る相談に関する事項

3 他係に属しない事項

を

2 学校教育に係る相談に関する事項

3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項

4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項

5 他係に属しない事項

に

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案		現行
(趣旨)		(趣旨)
第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。		第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
(組織)		(組織)
第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。		第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。
事務局等	課等	係
事務局	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 「削る。」 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 <u>デジタル・学力向上係</u> 家庭教育係 地域教育係
事務局	教育総務課 教育施設等整備室 学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 <u>家庭教育振興室</u> 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係 学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 <u>学力向上対策係</u> <u>企画庶務係</u> 地域教育係

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

	玉川図書館 泉野図書館 <u>玉川こども図書館</u> 金沢海みらい図書館	
教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係

	玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	
教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。
- 3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督とともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課 企画庶務 係		1 教育委員会の会議、交際及び涉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事務

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する教育プラザ、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局等に次長等を、課等に課長補佐等を置くことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。
- 3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督とともに、担任の事務を処理する。

(事務局の各課等の分掌事務)

第4条 事務局の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課 企画庶務 係		1 教育委員会の会議、交際及び涉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事務

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

	る事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の收受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項		る事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の收受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項	学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手續に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
学校給食係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項	学校給食係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項
教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

		3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項			3 学校給食の施設整備に関する事項 4 玉川こども図書館等の整備に関する事項
学校職員課	学校職員係	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項	学校職員課	学校職員係	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項	学校指導課	企画庶務係	1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
小学校指導係		1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項（ <u>デジタル・学力向上係及び</u> 生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに <u>デジタル・学力向上係及び</u> 生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項	小学校指導係		1 小学校に関する次に掲げる事項 ア 学校運営の指導助言に関する事項（ <u>学力向上対策係及び</u> 生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに <u>学力向上対策係及び</u> 生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
中学校指		1 中学校に関する次に掲げる事項	中学校指		1 中学校に関する次に掲げる事項

導係	<p>ア 学校運営の指導助言に関する事項（<u>デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室</u>が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに<u>デジタル・学力向上係及び生徒指導支援室</u>が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>	導係	<p>ア 学校運営の指導助言に関する事項（<u>学力向上対策係及び生徒指導支援室</u>が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに<u>学力向上対策係及び生徒指導支援室</u>が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>
デジタル・学力向上係	<p>1 小学校及び中学校の学習に係る次に掲げる事項</p> <p>ア 情報通信技術の利活用の推進に関する事項</p> <p>イ 情報システムの運用管理に関する事項</p> <p>2 小学校及び中学校における学力向上に関する事項</p>	学力向上対策係	<p>1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項</p>
生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課 家庭教育係	<p>1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項</p> <p>2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項</p> <p>3 成人教育の推進に関する事項</p> <p>4 <u>家庭教育の振興に関する事項</u></p> <p>5 <u>学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項</u></p> <p>6 社会教育委員に関する事項</p> <p>7 市民憲章に関する事項</p> <p>8 他係に属しない事項</p>	生涯学習課 企画庶務係	<p>1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項</p> <p>2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項</p> <p>3 成人教育の推進に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>4 社会教育委員に関する事項</p> <p>5 市民憲章に関する事項</p> <p>6 他係に属しない事項</p>
地域教育	1 高齢者教育の推進に関する事項	地域教育	1 高齢者教育の推進に関する事項

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

	係	2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 「削る。」		係	2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）
中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	家庭教育振興室		1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項
キゴ山ふれあい研修センター		1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項	中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項	キゴ山ふれあい研修センター		1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
			図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

玉川図書館 泉野図書館 <u>玉川こども図書館</u> 金沢海みらい図書館	1 金沢市図書館規則に定める事項	玉川図書館 泉野図書館 <u>(追加)</u> 金沢海みらい図書館	1 金沢市図書館規則に定める事項																
2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。			2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局等・課等・係</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育プラザ</td><td>1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項</td></tr> <tr> <td>学校教育センター 教育相談係</td><td> 1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 <u>3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項</u> <u>4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項</u> <u>5 他係に属しない事項</u> </td></tr> <tr> <td>研修係</td><td> 1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項 </td></tr> </tbody> </table>			事務局等・課等・係	分掌事務	教育プラザ	1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項	学校教育センター 教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 <u>3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項</u> <u>4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項</u> <u>5 他係に属しない事項</u>	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局等・課等・係</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育プラザ</td><td>1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項</td></tr> <tr> <td>学校教育センター 教育相談係</td><td> 1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>3 他係に属しない事項</u> </td></tr> <tr> <td>研修係</td><td> 1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項 </td></tr> </tbody> </table>	事務局等・課等・係	分掌事務	教育プラザ	1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項	学校教育センター 教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>3 他係に属しない事項</u>	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
事務局等・課等・係	分掌事務																		
教育プラザ	1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項																		
学校教育センター 教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 <u>3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項</u> <u>4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項</u> <u>5 他係に属しない事項</u>																		
研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項																		
事務局等・課等・係	分掌事務																		
教育プラザ	1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項																		
学校教育センター 教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>3 他係に属しない事項</u>																		
研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項																		

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について

第8類第1章第1節

改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づく教育長の職務の委任について必要な規定を整備する。

改正内容

教育長が欠けたとき等において、教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表することを除き、教育長の職務を教育次長へ委任する。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）を次のように改正する。

第1条中「第25条第1項」を「第13条第2項及び第25条第1項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（教育長の職務の委任）

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する場合において、同項に規定する教育長の職務を行う委員は、同項に規定する職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に委任するものとする。

2 第3条第2項及び前条第2項の規定は、前項に規定する場合において準用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第13条第2項及び第25条第1項</u>の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（教育委員会議決事項）</p> <p>第2条 教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。 (2) 学校、公民館その他の教育機関（金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第1号）本則第1号アからウまでに掲げる教育機関を除く。）の設置及び廃止を決定すること。 (3) 教育課程の編成の基本方針を定めること。 (4) 教科用図書の採択及び準教科書の承認に関すること。 (5) 県費負担教職員の人事の内申及び市立工業高等学校の教職員の人事について基本方針を定めること。 (6) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。 (7) 県費負担教職員の服務の監督の基本方針を定めること。 (8) 事務局（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）第1条に規定する事務局をいう。）及び市立工業高等学校の職員（県費負担教職員を除く。次号及び次条第1項第1号におい 	<p>○金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>_____</u>第25条第1項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（教育委員会議決事項）</p> <p>第2条 教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。 (2) 学校、公民館その他の教育機関（金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第1号）本則第1号アからウまでに掲げる教育機関を除く。）の設置及び廃止を決定すること。 (3) 教育課程の編成の基本方針を定めること。 (4) 教科用図書の採択及び準教科書の承認に関すること。 (5) 県費負担教職員の人事の内申及び市立工業高等学校の教職員の人事について基本方針を定めること。 (6) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。 (7) 県費負担教職員の服務の監督の基本方針を定めること。 (8) 事務局（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）第1条に規定する事務局をいう。）及び市立工業高等学校の職員（県費負担教職員を除く。次号及び次条第1項第1号におい

て「事務局等の職員」という。) のうち課長以上の職員（課長以上の職に相当する職にある職員を含む。) の任免に関すること。

(9) 事務局等の職員の懲戒に関すること。

(10) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(12) 法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

(13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針を定めること。

(14) 通学区域を定め、又はこれを変更すること。

(15) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関すること。

(16) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

(教育長専決事項)

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

(1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。

(2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

(4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。

(5) 学級編制に関すること。

て「事務局等の職員」という。) のうち課長以上の職員（課長以上の職に相当する職にある職員を含む。) の任免に関すること。

(9) 事務局等の職員の懲戒に関すること。

(10) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(12) 法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

(13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針を定めること。

(14) 通学区域を定め、又はこれを変更すること。

(15) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関すること。

(16) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

(教育長専決事項)

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

(1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。

(2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

(4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。

(5) 学級編制に関すること。

<p>(6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。</p> <p>(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。</p> <p>(8) 告示、公告その他の公示に関すること（前条第14号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。 (事務の委任)</p> <p>第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。 (教育長の職務の委任)</p> <p>第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する場合において、同項に規定する教育長の職務を行う委員は、同項に規定する職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に委任するものとする。</p> <p>2 第3条第2項及び前条第2項の規定は、前項に規定する場合において準用する。</p>	<p>(6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。</p> <p>(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。</p> <p>(8) 告示、公告その他の公示に関すること（前条第14号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。</p> <p>(10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。 (事務の委任)</p> <p>第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。 (追加)</p>
--	---

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

改正内容

1 行政組織の見直しに伴う専決区分の見直し

(1) 玉川こども図書館の再設置に伴い、出先機関の長に玉川こども図書館長を追加

(2) 教育プラザ体育館等の使用承認に関する専決事項を追加

2 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正に伴い、教育長の事務の職務代理に係る規定を整理する。

3 金沢市文書管理規程の改正に伴い、文書番号となる記号の決定について規定を整備する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ときは」の次に「、金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第5条第1項の規定に基づき」を加え、「金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）」を「同規則」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「泉野図書館長」の次に「、玉川こども図書館長」を加える。

別表第2中「文書の収発記号」を「文書番号となる記号」に、

「

2 教育資料の使用承認等			○	
3 教育プラザの施設及び設備の目的外使用の許可等			○	

」

「

2 教育資料の使用承認等			○	
3 学習用教材の使用承認等			○	
4 教育プラザの体育館の使用承認等			○	
5 教育プラザの施設及び設備の目的外使用の許可等			○	

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現行
第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。	(1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。
(2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。	(2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。
(3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。	(3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。
(4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。	(4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。
(5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。	(5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。
(6) 課 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する課及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。	(6) 課 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する課及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。
(7) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。	(7) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。
(8) 次長 規則に規定する次長で、教育委員会があらかじめ指定する事務を所管するもの（教育プラザにあっては、総括施設長）をいう。	(8) 次長 規則に規定する次長で、教育委員会があらかじめ指定する事務を所管するもの（教育プラザにあっては、総括施設長）をいう。
(9) 課長 課の長（市立工業高等学校にあっては、事務局長）をいう。	(9) 課長 課の長（市立工業高等学校にあっては、事務局長）をいう。
第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、 <u>金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第5</u>	第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは_____

条第1項の規定に基づき、教育次長がその職務（同規則

第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。)を代理する。

第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び次長の合議並びに教育次長を経て教育長の決裁を受けなければならない。

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、教育次長が欠けたときは、所管次長がその事務を代決する。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、所管次長（所管次長を置かない場合にあっては、所管課長）がその事務を代決する。

4 所管次長が不在のとき、又は所管次長が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。

5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあっては当該事務を担当する課長補佐、学校教育センターにあっては所長補佐、市立工業高等学校にあっては事務局長補佐）がその事務を代決する。

第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第7条 代決した事項については、施行後速やかに後聞を受けなければならぬ。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。

(1) 重要又は異例に属する事項

(2) 規定の解釈上疑義のある事項

、教育次長がその職務（金沢市教育委員会教育長事務

委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。)を代理する。

第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び次長の合議並びに教育次長を経て教育長の決裁を受けなければならない。

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、教育次長が欠けたときは、所管次長がその事務を代決する。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、所管次長（所管次長を置かない場合にあっては、所管課長）がその事務を代決する。

4 所管次長が不在のとき、又は所管次長が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。

5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあっては当該事務を担当する課長補佐、学校教育センターにあっては所長補佐、市立工業高等学校にあっては事務局長補佐）がその事務を代決する。

第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第7条 代決した事項については、施行後速やかに後聞を受けなければならぬ。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。

(1) 重要又は異例に属する事項

(2) 規定の解釈上疑義のある事項

- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項
- (5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 教育次長、次長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「教育次長」とする。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免				教育総務課（職員を含む場合に限る。） デジタル	

- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項
- (5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 教育次長、次長、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「教育次長」とする。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定				○	○
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限る。） デジタル

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

					行政戦略 課 市民協働 推進課					行政戦略 課 市民協働 推進課
3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認					教育総務課					教育総務課
4 内部組織の委員及び幹事の任免					教育総務課					教育総務課
5 年次有給休暇の処理	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)						
6 時間外勤務命令及び休日勤務命令			○	○						
7 所属職員の職務に関する証票（職員証を除く。）の発行			○							
8 出張命令（依頼） (1) 市内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)						
(2) 県内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課 (長期講習旅費に					

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

					限る。)					限る。)	
(3) 県外出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課 (長期講習旅費に限る。)	(3) 県外出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職員)	○ (所属職員)	財政課 (長期講習旅費に限る。)
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課	(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼 (費用弁償を含む。)		○ (課長以上相当)	○ (課長補佐以下相当)		人事課 財政課 (長期講習旅費に限る。)	(5) 特別旅行依頼 (費用弁償を含む。)		○ (課長以上相当)	○ (課長補佐以下相当)		人事課 財政課 (長期講習旅費に限る。)
9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課	9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課	10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課

備考

- 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 次長又は課長とあるのは、それぞれ、次長又は課長に相当する職にある職員を含む。
- 事務の執行

備考

- 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長_____及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 次長又は課長とあるのは、それぞれ、次長又は課長に相当する職にある職員を含む。
- 事務の執行

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

専決事項等	専決区分等					専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課		教育次長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)					1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課（軽易なものを除く。）	2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃				教育総務課（軽易なものを除く。）	
3 許認可、登録、承認等の申請、副本又は進達		○	○ (軽易なもの)			3 許認可、登録、承認等の申請、副本又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ (軽易なもの)			4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ (軽易なもの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○			5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課	6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)		教育総務課	
7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○				7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課	8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課	(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課	(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課	9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の取去		○				10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の取去		○			
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)			11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		○	○ (軽易なもの)		
12 定例的な行事の主催、共催及び後		○	○ (軽易なもの)			12 定例的な行事の主催、共催及び後		○	○ (軽易なもの)		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

援の決定			(の)			援の決定			(の)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課	13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○		14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課	15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○		16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○			17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課	18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○		19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成及び管理			○			20 各種台帳の作成及び管理			○		
21 嘴託登記の決定			○			21 嘴託登記の決定			○		
22 扶助の決定	○					22 扶助の決定	○				
23 所管事務に係る啓発及び普及に関			○			23 所管事務に係る啓発及び普及に関			○		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

すること。						すること。							
備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適當であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。													
別表第2（第9条関係）													
各課個別専決事項													
教育総務課	専決事項	専決区分等					専決事項	専決区分等					
		教育次長	所管次長	所管課長	出先機関	合議課の長		教育次長	所管次長	所管課長	出先機関	合議課の長	
		○											
教育総務課													
1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認													
2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認													
3 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認													
4 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認													
5 職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認													
6 職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除													
7 職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及													

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	び介護時間の承認						び介護時間の承認				
	8 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○			8 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○	
	9 職員証及び履歴の証明の発行			○			9 職員証及び履歴の証明の発行			○	
	10 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○			10 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○	
	11 職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○			11 職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○	
	12 地方公務員法第38条の2 第6項 第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○			12 地方公務員法第38条の2 第6項 第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○	
	13 文書番号となる記号の決定			○			13 文書の収発記号の決定			○	
	14 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○			14 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○	
	15 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○			15 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○	
	16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○			16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○	
学校職員 課	1 学校職員等の育児休業の承認			○			1 学校職員等の育児休業の承認			○	
	2 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○			2 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○	
	3 学校職員等の部分休業の承認			○			3 学校職員等の部分休業の承認			○	
	4 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○			4 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○	

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

5 学校職員等の配偶者同行休業の承認		<input type="radio"/>				5 学校職員等の配偶者同行休業の承認		<input type="radio"/>			
6 学校職員等の職務専念義務の免除		<input type="radio"/>				6 学校職員等の職務専念義務の免除		<input type="radio"/>			
7 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認		<input type="radio"/>				7 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認		<input type="radio"/>			
8 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認		<input type="radio"/>				8 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認		<input type="radio"/>			
9 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあっては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認		<input type="radio"/>				9 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあっては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認		<input type="radio"/>			
10 校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認		<input type="radio"/>				10 校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認		<input type="radio"/>			
11 学校職員等の欠勤の処理		<input type="radio"/>				11 学校職員等の欠勤の処理		<input type="radio"/>			
12 学校職員等の人事記録等の整理		<input type="radio"/>				12 学校職員等の人事記録等の整理		<input type="radio"/>			
13 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		<input type="radio"/>				13 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		<input type="radio"/>			
14 学校職員等の健康診断に関する		<input type="radio"/>				14 学校職員等の健康診断に関する		<input type="radio"/>			

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	こと。						こと。				
	15 地方公務員法第38条の2 第6項 第6号の規定に基づく承認（離職 した日に学校職員等であった者に 係るものに限る。）			○			15 地方公務員法第38条の2 第6項 第6号の規定に基づく承認（離職 した日に学校職員等であった者に 係るものに限る。）			○	
学校指導 課	1 児童及び生徒の就学（就学の指 定及び区域外就学を除く。）及び 出席の督促に関すること。			○			1 児童及び生徒の就学（就学の指 定及び区域外就学を除く。）及び 出席の督促に関すること。			○	
	2 修学旅行の承認			○			2 修学旅行の承認			○	
	3 児童及び生徒の成績品の出品に 関すること。			○			3 児童及び生徒の成績品の出品に 関すること。			○	
	4 児童及び生徒の健康診断に關す ること。			○			4 児童及び生徒の健康診断に關す ること。			○	
生涯学習 課	1 学校施設の開放校に指定された 小学校及び中学校の利用団体の登 録等			○			1 学校施設の開放校に指定された 小学校及び中学校の利用団体の登 録等			○	
	2 中央公民館の使用承認等				○		2 中央公民館の使用承認等			○	
	3 キゴ山ふれあい研修センターの 使用承認等				○		3 キゴ山ふれあい研修センターの 使用承認等			○	
学校教育 センター	1 学校教育に携わる職員の研修の 実施に関すること。			○			1 学校教育に携わる職員の研修の 実施に関すること。			○	
	2 教育資料の使用承認等			○			2 教育資料の使用承認等 <u>(追加)</u>			○	
	3 学習用教材の使用承認等			○			<u>(追加)</u>				
	4 教育プラザの体育館の使用承認 等			○			3 教育プラザの施設及び設備の目 的外使用の許可等			○	
	5 教育プラザの施設及び設備の目 的外使用の許可等			○							

備考	備考
<p>1 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適當であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。</p> <p>2 出先機関の長とは、中央公民館長及びキゴ山ふれあい研修センター所長をいう。</p>	<p>1 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適當であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。</p> <p>2 出先機関の長とは、中央公民館長及びキゴ山ふれあい研修センター所長をいう。</p>

金沢市教育委員会公印規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

改正内容

玉川こども図書館の再設置に伴い、金沢市立玉川こども図書館長印を追加

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の後に次の1号を加える。

(8) 金沢市立玉川こども図書館長印

別表金沢市立泉野図書館長印の項の後に次のように加える。

金沢市立玉川 こども図書館 長印	方20	てん書	館長名を もってす る文書	玉川こども図書館長	1	図書館長印 玉川こども立 金沢市
------------------------	-----	-----	---------------------	-----------	---	------------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○金沢市教育委員会公印規則</p> <p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(7) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p><u>(8) 金沢市立玉川こども図書館長印</u></p> <p><u>(9) 金沢市立金沢海みらい図書館長印</u></p> <p><u>(10) 金沢市立工業高等学校印</u></p> <p><u>(11) 金沢市立工業高等学校長印</u></p> <p><u>(12) 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</u></p> <p><u>(13) 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</u></p> <p><u>(14) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印</u></p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>○金沢市教育委員会公印規則</p> <p>第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金沢市教育委員会印</p> <p>(2) 金沢市教育委員会教育長印</p> <p>(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印</p> <p>(4) 金沢市中央公民館長印</p> <p>(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印</p> <p>(6) 金沢市立玉川図書館長印</p> <p>(7) 金沢市立泉野図書館長印</p> <p><u>(8) 金沢市立金沢海みらい図書館長印</u></p> <p><u>(9) 金沢市立工業高等学校印</u></p> <p><u>(10) 金沢市立工業高等学校長印</u></p> <p><u>(11) 金沢市立（小学校名又は中学校名）印</u></p> <p><u>(12) 金沢市立（小学校名又は中学校名）長印</u></p> <p><u>(13) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印</u></p> <p>2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p>

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

公印名	寸法 (ミリ メート ル)	書体	使用する文書の範 囲	管守者	個 数	ひな型	公印名	寸法 (ミリ メート ル)	書体	使用する文書の範 囲	管守者	個 数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1		金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1		金沢市教育委員会教育長印	方20	れい書	教育長名をもつてする普通文書	教育総務課長	1	
	方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1			方30	れい書	教育長名をもつてする表彰状に類する文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1		金沢市教育委員会教育長職務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1		金沢市中央公民館長印	方20	れい書	館長名をもつてする文書	中央公民館長	1	
金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1		金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	方20	てん書	所長名をもつてする文書	キゴ山ふれあい研修センター所長	1	
金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもつてする文書	玉川図書館長	1		金沢市立玉川図書館長印	方20	てん書	館長名をもつてする文書	玉川図書館長	1	
金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもつてする文書	泉野図書館長	1		金沢市立泉野図書館長印	方20	てん書	館長名をもつてする文書	泉野図書館長	1	

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

金沢市立玉川 こども図書館 長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	玉川こども 図書館長	1	図書館長印 玉川こども 金沢市立	(追加)						
金沢市立金沢 海みらい図書 館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい 図書館長	1	図書館長印 金沢海みらい 金沢市立	金沢市立金沢 海みらい図書 館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい 図書館長	1	図書館長印 金沢海みらい 金沢市立
金沢市立工業 高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	学校 校 印 工 業 高 等 市 立	金沢市立工業 高等学校印	方30	てん書	学校名をもってする普通文書	校長	1	学校 校 印 工 業 高 等 市 立
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1			方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1	
金沢市立工業 高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	学校 校 印 工 業 高 等 市 立	金沢市立工業 高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	学校 校 印 工 業 高 等 市 立
金沢市立（小 学校名又は中 学校名）印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各 1	校又小金 名は学 一中校市 印学名立	金沢市立（小 学校名又は中 学校名）印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各 1	校又小金 名は学 一中校市 印学名立
金沢市立（小 学校名又は中 学校名）長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各 1	校又小金 名は学 一中校市 印学名立	金沢市立（小 学校名又は中 学校名）長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各 1	校又小金 名は学 一中校市 印学名立
教育プラザ学 校教育センタ 一所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	学校教育セ ンター所長	1	所教 育 長 印 教 育 普 ラ ザ 学 校 教 育 セ ン タ ー 所 長 印	教育プラザ学 校教育センタ 一所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	学校教育セ ンター所長	1	所教 育 長 印 教 育 普 ラ ザ 学 校 教 育

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

教育プラザの体育館の管理等を教育委員会が行うこととするため、関係規定を整備する。

改正内容

教育委員会の事務部局への事務の移管に伴い、次の事項を加える。

- (1) 体育館の使用の手続及び使用料の減免
- (2) 条例の規定による貸出しをする学習用教材及び貸出しの手続

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）を次のように改正する。

第4条を第8条とし、第3条を第7条とし、第2条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（体育館の使用の手続）

第2条 金沢市教育プラザの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3か月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したときは、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。

(情報通信を利用したシステムによる使用の申請)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、申請者は、教育委員会が指定する情報通信を利用した体育館の団体での使用を予約するためのシステムを通じて体育館の使用の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の申請の受付期間は、前条第2項に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、第1項の規定による使用の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の申請をしたもので、次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、体育館の団体での使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号に掲げるもの以外のもの　使用に先立ち体育館の使用料（以下「使用料」という。）を納付したとき。

(2) 条例第10条の規定により使用料を免除されたもの　当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

(使用料の減免)

第4条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとするものは、金沢市教育プラザ体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(学習用教材の貸出し等)

第5条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

(1) ビデオ再生装置及びビデオテープ

(2) 16ミリ映写機及び映画フィルム

(3) スライド映写機及びスライドフィルム

(4) 前各号に掲げる物のほか、教育委員会が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体

(社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)
その他教育委員会が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、教育委員会が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

附則の次に次の3様式を加える。

金沢市教育プラザ体育館使用申請書

年　月　日

(宛先) 金沢市教育委員会

申請者 住所

団体名

氏名

金沢市教育プラザの体育館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年　月　日（曜日）	時　分から 時　分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する（設備の概要書を添えること。）		しない
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
備考			

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

金沢市教育プラザ体育館使用承認書

住所

団体名

氏名 様

金沢市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった金沢市教育プラザの体育館の使用については、次のとおり承認します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する（設備の概要書を添えること。）しない		
主 催 者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
使 用 料	円		
条 件			

金沢市教育プラザ体育館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

団体名

氏名

金沢市教育プラザの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館		
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から	時 分まで
使用料の額	円		
減免申請額	円		
申請の理由			

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年規則第24号）による改正前の金沢市教育プラザ条例施行規則（令和3年規則第11号。次項において「旧規則」という。）の規定によりされた金沢市教育プラザの体育館の使用の手続その他の行為は、改正後の金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則の相当規定によりされた手續その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則様式第1号及び様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則(平成15年教育委員会規則第8号)新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この規則は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (平25教育委規則8・令3教育委規則5・一部改正) <u>(体育館の使用の手続)</u> <u>第2条 金沢市教育プラザの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。</u> <u>2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3か月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>3 教育委員会は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。</u> <u>4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したときは、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。</u> <u>(情報通信を利用したシステムによる使用の申請)</u> <u>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、申請者は、教育委員会が指定する情報通信を利用した体育館の団体での使用を予約するためのシステムを通じて体育館の団体での使用の申請をすることができる。</u> <u>2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (平25教育委規則8・令3教育委規則5・一部改正) (追加)
	(追加)

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の申請の受付期間は、前条第2項に定める期間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、第1項の規定による使用の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の申請をしたもので、次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、体育館の団体での使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号に掲げるもの以外のもの 使用に先立ち体育館の使用料（以下「使用料」という。）を納付したとき。

(2) 条例第10条の規定により使用料を免除されたもの 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

（使用料の減免）

第4条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとするものは、金沢市教育プラザ体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（学習用教材の貸出し等）

第5条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

- (1) ビデオ再生装置及びビデオテープ
- (2) 16ミリ映写機及び映画フィルム
- (3) スライド映写機及びスライドフィルム
- (4) 前各号に掲げる物のほか、教育委員会が定める物

（追加）

（追加）

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他教育委員会が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、教育委員会が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

（入所の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 金沢市教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（令3教育委規則5・旧第7条繰上・一部改正）

（金沢市教育プラザ運営委員会）

第7条 金沢市教育プラザの運営及び活動に関する計画について協議するため、金沢市教育プラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 教育関係団体を代表する者
 - (2) 児童福祉関係団体を代表する者
 - (3) 知識経験を有する者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（入所の制限）

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 金沢市教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（令3教育委規則5・旧第7条繰上・一部改正）

（金沢市教育プラザ運営委員会）

第3条 金沢市教育プラザの運営及び活動に関する計画について協議するため、金沢市教育プラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 教育関係団体を代表する者
 - (2) 児童福祉関係団体を代表する者
 - (3) 知識経験を有する者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）新旧対照表

<p>7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>
<p>（平18教育委規則7・平25教育委規則8・一部改正、令3教育委規則5・旧第8条繰上）</p>	<p>（平18教育委規則7・平25教育委規則8・一部改正、令3教育委規則5・旧第8条繰上）</p>
<p>（雑則）</p>	<p>（雑則）</p>
<p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>（平16教育委規則6・旧第10条繰下、平19教育委規則6・旧第11条繰上、令3教育委規則5・旧第10条繰上）</p>	<p>（平16教育委規則6・旧第10条繰下、平19教育委規則6・旧第11条繰上、令3教育委規則5・旧第10条繰上）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p><u>様式第1号（第2条関係）</u></p>	<p>（追加）</p>
<p>（略）</p>	
<p><u>様式第2号（第2条関係）</u></p>	<p>（追加）</p>
<p>（略）</p>	
<p><u>様式第3号（第4条関係）</u></p>	<p>（追加）</p>
<p>（略）</p>	

(改正案)

様式第1号（第2条関係）

(現 行)

様式第1号（第2条関係）

金沢市教育プラザ_____体育館使用申請書

金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用申請書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

申請者 住所

団体名

団体名

氏名

氏名

金沢市教育プラザの_____体育館を使用したいので、次のとおり
申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する (設備の概要書を添えること。)		しない
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
備考			

金沢市教育プラザの青少年健全育成センターの体育館を使用したいので、次のとおり
申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する (設備の概要書を添えること。)		しない
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
備考			

(改正案)

様式第2号（第2条関係）

(現 行)

様式第2号（第2条関係）

— 第 号
年 月 日

收 第 号
年 月 日

金沢市教育プラザ_____体育館使用承認書

金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用承認書

住所

団体名

氏名 様

住所

団体名

氏名 様

金沢市教育委員会

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった金沢市教育プラザの_____

年 月 日付けで申請のあった金沢市教育プラザの青少年健全育成セ

——体育館の使用については、次のとおり承認します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する（設備の概要書を添えること。） しない		
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
使用料	円		
条件			

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	金沢市教育プラザ富樫 体育館の使用の範囲	
使用の目的			
使用の日時	年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分まで	
使用予定の人員	人		
特別の設備の設置	する（設備の概要書を添えること。） しない		
主催者		会場使用責任者の 住所及び氏名	
使用料	円		
条件			

(改正案)

様式第3号（第4条関係）

金沢市教育プラザ_____体育館使用料減免申請書

年　月　日

（宛先）金沢市長

申請者　住所

団体名

氏名

(現　行)

様式第3号（第3条関係）

金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用料減免申請書

年　月　日

（宛先）金沢市長

申請者　住所

団体名

氏名

金沢市教育プラザの_____体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館		
使用の目的			
使用の日時	年　月　日（　曜日）	時　分から 時　分まで	
使用料の額	円		
減免申請額	円		
申請の理由			

金沢市教育プラザの青少年健全育成センターの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館		
使用の目的			
使用の日時	年　月　日（　曜日）	時　分から 時　分まで	
使用料の額	円		
減免申請額	円		
申請の理由			

金沢市図書館規則の一部改正について

第8類第4章

改正理由

金沢市図書館条例の一部改正（令和4年3月4日公布、同年4月1日及び同月17日施行）に伴い、玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場の使用に関する事項等に係る規定の整備を行うほか、行政組織の見直しに伴い、関係規定を整理する。

改正内容

1 玉川図書館及び玉川こども図書館の駐車場の使用に関する必要な事項を定める。

- (1) 駐車を許可する自動車の種類及び駐車を拒否する場合
- (2) 駐車場の入場及び出場の時間
- (3) 駐車場の休場日
- (4) 駐車場の使用の手続等
- (5) 駐車場における禁止行為
- (6) 本市の免責

2 平和町児童図書館の廃止に係る規定の整理

3 行政組織の見直しに伴う図書館の組織の改正

4 玉川こども図書館の再開館に伴う、施設の内容の見直し

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第21条を第27条とする。

第20条の表中

「

玉川図書館	庶務係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他係に属しない事項
	サービス係	1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 4 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 5 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 6 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 城北分館の管理及び運営に関する事項 9 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

を

」

「

玉川図書館	サービス係	<p>1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）</p> <p>3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p> <p>4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</p> <p>5 城北分館の管理及び運営に関する事項</p> <p>6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項</p> <p>7 施設及び設備の維持管理に関する事項</p> <p>8 金沢市図書館協議会に関する事項</p> <p>9 他係に属しない事項</p>
-------	-------	--

に、

」

「

泉野図書館	庶務係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	1 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 4 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項
	児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項 4 学校図書館の支援に関する事項

を

」

「

泉野図書館	サービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項 6 施設及び設備の維持管理に関する事項 7 他係に属しない事項
	児童サービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項

に、

」

「

金沢海みらい図書館	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項

を

」

「

玉川こども図書館	児童サービス係	<p>1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項</p> <p>3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</p> <p>5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p> <p>6 学校図書館の支援に関する事項</p> <p>7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項</p> <p>8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項</p> <p>9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</p> <p>10 施設及び設備の維持管理に関する事項</p>
金沢海みらい図書館	サービス係	<p>1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）</p> <p>3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p> <p>4 施設及び設備の維持管理に関する事項</p> <p>5 他係に属しない事項</p>

に

」

改め、同条を第26条とし、第19条を第25条とする。

第18条第1項の表中「庶務係 サービス係」を「サービス係」に改め、同表泉野図書館の項の次に次のように加える。

第18条を第24条とする。

第17条第1項中「第9条」を「第10条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第16条中第1項第3号、第2項の表平和町児童図書館の項及び第3項第3号を削り、同条を第22条とし、第13条から第15条までを6条ずつ繰り下げる。

第12条の次に次の6条を加える。

(駐車場の使用を許可する自動車の種類等)

第13条 玉川図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(駐車場の入場及び出場の時間)

第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

(駐車場の休場日)

第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 図書等特別整理期間

(駐車場の使用の手続等)

第16条 駐車場を使用しようとする者は、フラップ式駐車場機器を用いて駐車し、自動車を出場させるとときに自動料金精算機により駐車場の使用料を納付するものとする。
(駐車場における禁止行為)

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(本市の免責)

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 駐車場を使用する者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第2条 金沢市図書館規則の一部を次のように改正する。

第2条の表玉川こども図書館の項中「おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ」を「はじめまして絵本の部屋 おはなしの部屋 木のひろば 読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール」に改める。

第4条の表玉川こども図書館の項中「読書交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室」を「読書活動室、集会室、グループ活動室又は交流ホール」に、「午後7時」を「午後9時」に改める。

第12条の表玉川こども図書館の項中「読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室」を「読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール」に改める。

第13条第1項中「の駐車場」の次に「及び玉川こども図書館の駐車場」を、「(以下)の次に「これらを」を加える。

第16条中「駐車場を」を「玉川図書館の駐車場を」に、「駐車場の」を「玉川図書館

の駐車場の」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 玉川こども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の発行を受け、自動車を出場させるときに自動料金精算機により玉川こども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。
- 3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならない。

附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第16条関係）

駐車券

金沢市立玉川こども図書館 駐車場

（この欄には、注意事項等を記入すること。）

様式第2号（第16条関係）

駐車券紛失届

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住所

氏名

〔法人の場合にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者氏名〕

金沢市立玉川こども図書館の駐車場の駐車券を紛失したので、金沢市図書館
規則第16条第3項の規定により届け出ます。

なお、入場時刻は次のとおりです。

入場時刻

年 月 日 時 分

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月17日から施行する。

【第1条関係】金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

・・・ 令和4年4月1日施行部分

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この規則は、金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）に基づく図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）に基づく図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。
(図書館の主な施設) 第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。	(図書館の主な施設) 第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。
区分	施設
玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室
泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書館	図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ
金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー
(休館日)	(休館日)
第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、金沢市教育委員会（以	第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、金沢市教育委員会（以

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
玉川図書館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間（6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までをいう。以下同じ。）</p>
泉野図書館	<p>1 火曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>
玉川こども図書館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>
金沢海みらい図書館	<p>1 水曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p>

下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
玉川図書館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間（6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までをいう。以下同じ。）</p>
泉野図書館	<p>1 火曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>
玉川こども図書館	<p>1 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p> <p>3 図書等特別整理期間</p>
金沢海みらい図書館	<p>1 水曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）</p> <p>2 12月29日から翌年の1月4日までの日</p>

3 図書等特別整理期間		3 図書等特別整理期間	
(開館時間)		(開館時間)	
区分	開館時間	区分	開館時間
玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。） にあっては、午前10時から午後5時まで）	玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。） にあっては、午前10時から午後5時まで）
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時か ら午後5時まで）	泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時か ら午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、読書 交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活 動室又は科学体験活動室の使用を承認した場合にあっては、当 該使用の承認に係る部分に限り、午後7時まで）	玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、読書 交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活 動室又は科学体験活動室の使用を承認した場合にあっては、当 該使用の承認に係る部分に限り、午後7時まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時か ら午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流 ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係 る部分に限り、午前10時から午後9時まで	金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時か ら午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流 ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係 る部分に限り、午前10時から午後9時まで
(入館の制限)		(入館の制限)	
第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又 は退館を命ずることができる。		第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又 は退館を命ずることができる。	
(1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者		(1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者	
(2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認 められる者		(2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認 められる者	
(3) その他管理上支障があると認められる者		(3) その他管理上支障があると認められる者	

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書館	読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室
金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー

(駐車場の使用を許可する自動車の種類等)

第13条 玉川図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(駐車場の入場及び出場の時間)

第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、こ

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書館	読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室
金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー

(新設)

(新設)

これらの時間を変更することができる。

(駐車場の休場日)

第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 図書等特別整理期間

(駐車場の使用の手続等)

第16条 駐車場を使用しようとする者は、オートロック式パーキング装置を用いて駐車し、自動車を出場させるときに自動料金精算機を操作し、駐車場の使用料を納付するものとする。

(駐車場における禁止行為)

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(本市の免責)

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

(1) 天災その他の不可抗力により生じた損害

(2) 駐車場を使用する者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害

(3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する

(新設)

(新設)

(新設)

る損害

(4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(自動車文庫)

第19条 玉川図書館に、自動車文庫を設置する。

- 2 自動車文庫の管理及び運営に関し、必要な事項は、玉川図書館長が別に定める。

(郵送貸出し)

第20条 図書館は、身体の障害等により来館が困難な者に対し、図書館の資料の郵送による貸出しを行うことができる。

- 2 図書館の資料の郵送による貸出しに関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(資料の寄託)

第21条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

- 2 図書館は、寄託を受けた資料が火災その他避けることができない事情により受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。

- 3 寄託を受けた資料の取扱いは、図書館の他の資料の取扱いの例による。

(分館等)

第22条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

(削る。)

- 2 分館等の休館日は、次のとおりとする。

(自動車文庫)

第13条 玉川図書館に、自動車文庫を設置する。

- 2 自動車文庫の管理及び運営に関し、必要な事項は、玉川図書館長が別に定める。

(郵送貸出し)

第14条 図書館は、身体の障害等により来館が困難な者に対し、図書館の資料の郵送による貸出しを行うことができる。

- 2 図書館の資料の郵送による貸出しに関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(資料の寄託)

第15条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

- 2 図書館は、寄託を受けた資料が火災その他避けることができない事情により受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。

- 3 寄託を受けた資料の取扱いは、図書館の他の資料の取扱いの例による。

(分館等)

第16条 条例第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

(3) 金沢市立平和町児童図書館（以下「平和町児童図書館」という。） 金沢市平和町2丁目8番7号

- 2 分館等の休館日は、次のとおりとする。

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

区分	施設	区分	施設
城北分館	1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間	城北分館	1 月曜日（子どもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（子どもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間
近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間	近世史料館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
<u>(削る。)</u>		平和町児童図書館	
3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。		1 火曜日（子どもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（子どもの日を除く。） 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間	
3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。		3 分館等の開館時間は、次のとおりとする。	
(1) 城北分館 午前9時30分から午後6時まで		(1) 城北分館 午前9時30分から午後6時まで	
(2) 近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）		(2) 近世史料館 午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）	
<u>(削る。)</u>		(3) 平和町児童図書館 午前10時から午後5時まで	
4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。		4 前2項に定めるもののほか、分館等の管理及び運営に関し、必要な事項は、館長が別に定める。	
(金沢市図書館協議会の会議)		(金沢市図書館協議会の会議)	

第23条 条例第10条の規定に基づく金沢市図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、条例第12条第1項に規定する会長が議長となり、議事を整理する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（組織）

第24条 図書館の組織は、次のとおりとする。

図書館	係
玉川図書館	サービス係 資料係 近世史料係
泉野図書館	サービス係 児童サービス係 資料係
玉川こども図書館	児童サービス係
金沢海みらい図書館	サービス係 児童サービス係 資料係

- 2 図書館にそれぞれ館長を、前項の表に規定する係にそれぞれ係長を置き、必要に応じ、図書館に副館長及び館長補佐を置くことができる。
- 3 前項に規定するもののほか、図書館に、必要な職員を置く。

（館長等の職務）

第25条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（図書館等の分掌事務）

第26条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

第17条 条例第9条の規定に基づく金沢市図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、条例第11条第1項に規定する会長が議長となり、議事を整理する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（組織）

第18条 図書館の組織は、次のとおりとする。

図書館	係
玉川図書館	庶務係 サービス係 資料係 近世史料係
泉野図書館	庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係
(新設)	
金沢海みらい図書館	庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係

- 2 図書館にそれぞれ館長を、前項の表に規定する係にそれぞれ係長を置き、必要に応じ、図書館に副館長及び館長補佐を置くことができる。
- 3 前項に規定するもののほか、図書館に、必要な職員を置く。

（館長等の職務）

第19条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（図書館等の分掌事務）

第20条 各図書館又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

図書館・係	分掌事務	図書館・係	分掌事務
玉川図書館	(削る。)	玉川図書館	庶務係
サービス係	<p><u>1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項</u></p> <p><u>2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）</u></p> <p><u>3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</u></p> <p><u>4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>5 城北分館の管理及び運営に関する事項</u></p> <p><u>6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項</u></p> <p><u>7 施設及び設備の維持管理に関する事項</u></p> <p><u>8 金沢市図書館協議会に関する事項</u></p> <p><u>9 他係に属しない事項</u></p>	<p><u>1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項</u></p> <p><u>2 施設及び設備の維持管理に関する事項</u></p> <p><u>3 金沢市図書館協議会に関する事項</u></p> <p><u>4 他係に属しない事項</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）</u></p> <p><u>2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</u></p> <p><u>3 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</u></p> <p><u>4 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項</u></p> <p><u>5 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</u></p> <p><u>6 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</u></p> <p><u>7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項</u></p> <p><u>8 城北分館の管理及び運営に関する事項</u></p> <p><u>9 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項		資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項
	近世史料係	1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項		近世史料係	1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	(削る。)		泉野図書館	庶務係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項
	サービス係	<u>1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項</u> 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項 <u>6 施設及び設備の維持管理に関する事項</u> 7 他係に属しない事項		サービス係	<u>(新設)</u> 1 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項 4 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
	児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 (削る。) (削る。)		児童サービス係	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 <u>3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項</u> <u>4 学校図書館の支援に関する事項</u>
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児		資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児

		童サービス係が所管する事項を除く。) 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 (児童サービス係が所管する事項を除く。) 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項		童サービス係が所管する事項を除く。) 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 (児童サービス係が所管する事項を除く。) 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項
玉川こども図書館	児童サービス係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項		(新設)
金沢海み	(削る。)		金沢海み	庶務係 1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

らい図書 館		らい図書 館	<u>2 施設及び設備の維持管理に関する事項</u> <u>3 他係に属しない事項</u>
サービス 係	<p><u>1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項</u></p> <p><u>2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）</u></p> <p><u>3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</u></p> <p><u>4 施設及び設備の維持管理に関する事項</u></p> <p><u>5 他係に属しない事項</u></p>	サービス 係	<p>(新設)</p> <p><u>1 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）</u></p> <p><u>2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
児童サー ビス係	<p>1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</p>	児童サー ビス係	<p>1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</p>
資料係	<p>1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。）</p> <p>2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項</p> <p>3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項</p> <p>5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</p>	資料係	<p>1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。）</p> <p>2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項</p> <p>3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項</p> <p>5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</p>
(雑則)			(雑則)
<u>第27条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。			<u>第21条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【第2条関係】金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表		・・・令和4年4月17日施行部分	
改正案		現行	
(図書館の主な施設)		(図書館の主な施設)	
第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。		第2条 金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の主な施設は、次のとおりとする。	
区分	施設	区分	
玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室	玉川図書館	公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室
泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア	泉野図書館	一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書館	図書コーナー <u>はじめまして絵本の部屋 おはなしの部屋 木のひろば</u> 読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール	玉川こども図書館	図書コーナー <u>おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室</u> 交流ホール <u>世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ</u>
金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー	金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー
(開館時間)		(開館時間)	
第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。		第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	
区分	開館時間	区分	
玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）	玉川図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）新旧対照表

	にあっては、午前10時から午後5時まで)		にあっては、午前10時から午後5時まで)
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）	泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、 <u>読書活動室、集会室、グループ活動室又は交流ホール</u> の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、 <u>午後9時</u> まで）	玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、 <u>読書活動室、交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室</u> の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、 <u>午後7時</u> まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで	金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書	<u>読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール</u>

	にあっては、午前10時から午後5時まで)		にあっては、午前10時から午後5時まで)
泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）	泉野図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）
玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、 <u>読書活動室、交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室</u> の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、 <u>午後7時</u> まで）	玉川こども図書館	午前10時から午後5時まで（日曜日等以外の日において、 <u>読書活動室、交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室</u> の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、 <u>午後7時</u> まで）
金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで	金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(施設の使用)

第12条 教育委員会は、次に掲げる施設を市民の教育、文化等に関する活動の場として使用させることができる。

区分	施設
玉川図書館	集会室
泉野図書館	集会室 グループ活動室 映像ホール アートロビー キッズスクエア
玉川こども図書	<u>読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグル</u>

館 金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー	館 金沢海みらい図書館	<u>普活動室</u> 科学体験活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー
	(駐車場の使用を許可する自動車の種類等)		(駐車場の使用を許可する自動車の種類等)
第13条 玉川図書館の駐車場 <u>及び玉川こども図書館の駐車場</u> （以下これらを「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。		第13条 玉川図書館の駐車場 _____（以下 _____ 「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。 (1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。 (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。	(駐車場の入場及び出場の時間)	2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。 (1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。 (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。	(駐車場の入場及び出場の時間)
第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。	(駐車場の休場日)	第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。	(駐車場の休場日)
第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。 (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日		第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。 (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日	

(3) 図書等特別整理期間

(駐車場の使用の手続等)

第16条 玉川図書館の駐車場を使用しようとする者は、オートロック式パーキング装置を用いて駐車し、自動車を出場させるときに自動料金精算機により**玉川図書館の駐車場**の使用料を納付するものとする。

2 玉川こども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の発行を受け、自動車を出場させるときに自動料金精算機により玉川こども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。

(3) 図書等特別整理期間

(駐車場の使用の手続等)

第16条 駐車場を使用しようとする者は、フラップ式駐車場機器を用いて駐車し、自動車を出場させるときに自動料金精算機を操作し、**駐車場**の使用料を納付するものとする。

[参考] 新居浜市駐車場条例施行規則

第4条 新居浜駅前駐車場及び新居浜駅南駐車場を利用しようとする者は、普通自動車を入場させるときに駐車券（第1号様式及び第2号様式）の発行を受け、普通自動車を出場させるときに当該駐車券を自動料金精算機に投入し、駐車料金を納付しなければならない。

2 新居浜駅南口広場駐車場を利用しようとする者は、普通自動車を入場させるときにフラップ式駐車場機器を用いて駐車し、普通自動車を出場させるときに自動料金精算機を操作し、駐車料金を納付しなければならない。

(新設)

[参考] 金沢市第二本庁舎地下駐車場の使用に関する規則

(使用の手続等)

第4条 駐車場の使用の許可は、駐車券（様式第1号）を交付することにより行うものとする。

2 駐車場の使用料は、出場時に料金精算機により納付するものとする。

[参考] 金沢市自動車駐車場条例施行規則

第2条 金沢市役所・美術館駐車場を利用する者は、入場するときは駐車券発行機から駐車券（様式第1号）を抜き取り、出場するときは料金精算機に当該駐車券を挿入して当該料金精算機に表示された金沢市役所・美術館駐車場の使用料（以下「使用料」という。）の額を納付しなければならない。

3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第2号）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならない。

(駐車場における禁止行為)

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(本市の免責)

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

様式第1号（第16条関係）（略）

様式第2号（第16条関係）（略）

(新設)

(駐車場における禁止行為)

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(本市の免責)

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(新設)

(新設)

金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定について

制定理由

金沢市文書管理規程の一部改正（令和4年4月1日施行）により、文書番号となる記号から「収」が廃止されるため、関係規定を整理する。

金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「収 第」を「 第」に改める。

- (1) 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第8号）様式第2号
- (2) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）様式第2号

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

教諭等及び事務職員の標準的な職務を明確化するために必要な規定を整備するとともに、職員の出勤及び退勤の管理について勤務管理システムによることを原則とする。

改正内容

- 1 教諭等及び事務職員の標準的な職務内容等は、教育長が定めるものとする。
- 2 出勤時刻及び退勤時刻の管理について、勤務管理システムによることを原則化する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

（教諭等及び事務職員の標準的な職務）

第19条 教育長は、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第20条 削除

第24条の見出しを「（出勤の記録等）」に改め、同条第1項中「定刻前に出勤し、出勤後直ちに出勤簿に署名しなければ」を「出勤したとき又は退勤するときは、勤務管理システム（教育長が指定する情報通信を利用した職員の出勤及び退勤を管理するためのシステムをいう。）に出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければ」に改め、同項ただし書中「出勤簿によらない職員」を「これにより難い場合」に、「出勤したとき又は退勤するときは、

職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない」を「職員の勤務時間の状況を把握する方法として教育長が別に定める方法によるものとする」に改め、同条第2項中「出勤簿その他の」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現 行	備 考
○金沢市立小学校、中学校管理規則 第5章 職員組織 (職員) 第16条 学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、事務職員その他の必要な職員（以下「職員」という。）を置く。 (校長の職務) 第17条 校長は、法令に定められた職務を執行するほか、次に掲げる事項について専決する。 (1)～(5) 略 2～4 略 (副校長等の職務) 第18条 副校長、教頭、 <u>主幹教諭及び指導教諭</u> は、法令に定められた職務を執行する。 2 副校長は、前項に定めるもののほか、校長が適当であると認めるときは、次に掲げる事項について専決する。 (1)(2) 略 <u>(教諭等及び事務職員の標準的な職務)</u> 第19条 教育長は、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な	○金沢市立小学校、中学校管理規則 第5章 職員組織 (職員) 第16条 学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、事務職員その他の必要な職員（以下「職員」という。）を置く。 (校長の職務) 第17条 校長は、法令に定められた職務を執行するほか、次に掲げる事項について専決する。 (1)～(5) 略 2～4 略 (副校長等の職務) 第18条 副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭は、法令に定められた職務を執行する。 2 副校長は、前項に定めるもののほか、校長が適当であると認めるときは、次に掲げる事項について専決する。 (1)(2) 略 <u>(教諭等の標準的な職務内容)</u> <u>第19条・第20条 削除</u>	○学校管理規則参考例（文科省） 第〇章 組織編成

<p><u>職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務職員の標準的な職務内容)</p> <p>第□条 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>第20条 削除</u></p> <p>第 6 章 職員の服務 (勤務時間等)</p> <p>第23条 職員の勤務時間、週休日等は、県費負担教職員にあっては勤務時間条例、その他の職員にあっては服務条例によるものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第 6 章 職員の服務 (勤務時間等)</p> <p>第23条 職員の勤務時間、週休日等は、県費負担教職員にあっては勤務時間条例、その他の職員にあっては服務条例によるものとする。</p> <p>2～4 略</p>
<p><u>(出勤の記録等)</u></p> <p>第24条 職員は、<u>出勤したとき又は退勤するときは、勤務管理システム（教育長が指定する情報通信を利用した職員の出勤及び退勤を管理するためのシステムをいう。）に出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない</u>。ただし、<u>これにより難い場合にあっては、職員の勤務時間の状況を把握する方法として教育長が別に定める方法によるものとする。</u></p>	<p><u>【企業局】：カードリーダーでシステム登録が主</u></p> <p>第17条 職員は、出勤したとき又は退勤するときは、職員証をカードリーダー（職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。）に通して出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない。ただし、これにより難い場合にあっては、職員の勤務時間の状況を把握する方法として管理者が別に定める方法によるものとする。</p>
<p>2 職員の勤務時間の状況を把握するための_____</p>	<p>2 職員の勤務時間の状況を把握するための<u>出勤簿</u></p>

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）新旧対照表

出勤の記録等の整理の要領については、教育長が 別に定める。 (委任) 第40条 この規則施行に関し、必要な事項は教育長 が定める。	<u>その他の</u> 出勤の記録等の整理の要領については、 教育長が別に定める。 (委任) 第40条 この規則施行に関し、必要な事項は教育長 が定める。
---	---



金沢市における 家庭教育の推進に関する提言

令和4年1月

金沢市家庭教育推進懇話会

目 次

はじめに	1
I 家庭教育に関する背景及び市の計画.....	2～5
(1) 教育基本法	
(2) 第3期教育振興基本計画	
(3) 金沢市教育行政大綱	
(4) 子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例	
(5) 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」と 「金沢市家庭教育推進プログラム」	
(6) かなざわ子育て夢プラン2020	
II 家庭教育をめぐる現状.....	6～8
(1) 家庭教育に関する保護者意識調査	
(2) 保護者意識調査結果から見えた家庭教育の状況	
III 家庭教育の推進における課題.....	9～11
IV 家庭教育の推進に向けた方策.....	12～14
金沢市家庭教育推進懇話会委員名簿・経緯.....	15
参考資料	
家庭教育に関する保護者意識調査結果	17～37

はじめに

家庭は子供たちの健やかな成長にとっての基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点となるものである。

近年、核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化等の社会環境の急激な変化を背景に、価値観やライフスタイルの多様化が一層進み、かつて大人自身が家族とのふれあいや地域で学んできた「大切なこと」を子供に伝えることが困難な状況になったり、保護者が孤立感を抱える状況が生まれている。

こうしたことから本市では、平成28年度に家庭教育に関する指針「子どもを育むための8つのすすめ」を策定するとともに、指針の具現化を図るための施策を体系化した「家庭教育推進プログラム」に基づき、平成29年度から令和3年度の5年間にわたり事業を展開してきた。

今年度、現プログラムが期間満了を迎えることから、家庭教育推進懇話会では、「家庭教育に関する保護者意識調査」の結果を踏まえ、これまでの事業成果の検証と保護者ニーズの把握を行うとともに、デジタル化の進展など家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応した、これから家庭教育の推進施策について検討を行ってきた。

これまで3回にわたる真摯な議論を重ね、社会全体で子育て中の家庭を教育の側面から支える新たな家庭教育推進の方策を、当懇話会でとりまとめたのでここに提言する。

本提言が、次期「家庭教育推進プログラム」に生かされ、子供たちの健やかな成長につながることを切に願うものである。

令和4年1月

金沢市家庭教育推進懇話会

会長 桑村 佐和子

I 家庭教育に関する背景及び市の計画

(1) 教育基本法

国は、全ての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑み、平成18年に教育基本法を改正し、第10条に「家庭教育」を、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定を新設した。

第10条では、保護者が子の教育について第一義的な責任を有すること、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことが規定され、第13条では、学校、家庭、地域住民など社会を構成するすべての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことが規定されている。

教育基本法

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 第3期教育振興基本計画

平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局間、関係機関・関係者の間で支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図ることとしている。

(3) 金沢市教育行政大綱

「金沢市教育行政大綱」（平成27年10月策定）は、市の教育振興の両輪となる「金沢市学校教育振興基本計画」と「金沢市生涯学習振興基本計画」を基本とし、両計画の

基本理念を踏まえた、基本的な教育行政の施策の方針を定めたものであり、5つの基本方針の1つとして、「家庭・地域の教育力の向上」を掲げている。

学校教育部門の計画である金沢市学校教育振興基本計画では、「めざすべき金沢の子ども像」の実現に向け、8つの基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方を定め、学校と家庭、地域が互いに連携しながら、地域づくりの担い手となる次代のひとつづくりに取り組むことを掲げている。

生涯学習部門の計画である金沢市生涯学習振興基本計画では、「めざす学びの姿」を掲げ、その実現に向けて定めた5つの基本的方向性の1つを「青少年の育成のために家庭・地域教育力の向上に取り組みます」とし、取り組みを進める基本施策の考え方には、「『めざすべき金沢の子ども像』の実現に向けた家庭教育の推進」及び「学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進」を掲げている。

（4）子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例

平成13年に制定した「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（通称：金沢子ども条例）は、地域コミュニティを形成する家庭、地域、企業、学校、行政等のすべてが子供の育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子供を育成することを目的としている。

家庭の責務としては、保護者は、子供の行動及び人格形成に最も大きな責任を負うこと自覚し、愛情を持って子供に接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子供が身に付けることができるようにしながら、子供の健やかで豊かな人間性を育むよう努めること。また、成長段階に応じて子供との適切な距離を保ちながら、家庭内における意思疎通を図るよう努めることとしている。

この条例に基づき、大人が共通の理念と目標を持って、具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「金沢子どもを育む行動計画」を策定し、教育や子育てに係する各種団体と連携を図りながら、家庭教育の充実のほか、子供の育成に関する具体的な取り組みを進めている。

（5）家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」と「金沢市家庭教育推進プログラム」

「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」（平成28年制定）

金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をもとに、市内の中学生によるプロジェクト活動により、子供たちの考え方や行動の基本的な約束事となる「金沢子どもかがやき宣言」を制作した。

これを実践する子供を育むため、家庭で意識してほしい「大切なこと」を家庭教育に関する指針として示し、家庭教育の一助としてもらうことを目的に策定した。



「金沢市家庭教育推進プログラム」（平成29年度～令和3年度）

「金沢市生涯学習振興基本計画」及び「子どもの幸せと健やかな成長を図るために社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づき、家庭教育に関する指針を保護者へ浸透させ意識付けるとともに、その実践を支援するため、家庭教育の推進を図る具体的な施策を体系化した「金沢市家庭教育推進プログラム」を策定した。

1. 学習機会の効果的な提供

- (1) 親の学び合い講座の開催
- (2) 研修ファシリテーターの養成
- (3) 図書館を活用した学び・交流の促進
- (4) 家庭教育フォーラム・講演会の開催
- (5) 家庭教育学級の充実

2. 家庭教育に関する情報提供の充実

- (1) 家庭教育に関する指針の周知
- (2) ホームページの充実
- (3) 家庭教育ガイドブック・家庭教育通信の発行
- (4) 相談機関の周知

3. 地域・家庭・学校等との連携による支援

- (1) 地域学校協働活動の推進
- (2) 家庭教育サポーターによる支援
- (3) 父親の会の活動の充実
- (4) 放課後子ども教室の実施
- (5) 親子自然体験活動・読書活動の推進

（6）かなざわ子育て夢プラン2020

かなざわ子育て夢プラン2020（令和2年3月策定）は「みんなでつながり 支え合う 子育ての喜びを分かち合うまち金沢」を基本理念に掲げ、子育ての不安・負担解消のための施策の充実を図るとともに、市民の子育てへの関心を高め、子供と子育て家庭を温かく見守り支えるまちづくりを一層推進することを目的としている。

家庭教育については、「親子のふれあいを通した家庭教育の推進」を基本施策として掲げており、親子の絆を深める環境づくりと親として成長するための支援に取り組むこととしている。

Ⅱ 家庭教育をめぐる現状

(1) 家庭教育に関する保護者意識調査

子供との関わりや、保護者自身の家庭教育に対する意識等を把握するとともに、市の家庭教育に関する事業の認知度やニーズを把握するため、家庭教育に関する保護者意識調査を実施した。

【調査概要】

- ・調査期間 令和3年7月20日～8月20日
- ・調査方法 市内全域から無作為抽出、郵送により調査票を配布
郵送またはインターネットで回答（無記名方式）
- ・調査対象 市内に住む幼児教育施設の年中児童、小学校4年生の児童及び
中学校2年生の生徒の保護者
- ・調査件数 3,000件（各1,000件） 無作為抽出
- ・回収件数 1,609件（回答率53.6%）
- ・回答者の属性 父親17.7% 母親82.0% その他0.3%

(2) 保護者意識調査結果から見えた家庭教育の状況

1. 子供の状況について

- ・スマートフォン、タブレット、パソコン等のデジタル機器の所持状況は、子供専用で利用する割合は、年中(6.0%)、小学生(25.0%)、中学生(57.5%)と年齢が上がるにつれ高くなっている。専用・親や兄弟(姉妹)との共用含めて多くの家庭で、子供が所持しており、機器の使用は低年齢化している。
(問1)
- ・平日1日あたりの使用時間は年齢が上がるにつれて増え、前回調査(平成28年)と比較すると全体的に使用時間が増えている。(問2)
- ・家庭での学習時間は前回調査に比べて、相対的に減っている。(問3)
- ・デジタル機器の利用についての保護者的心配と不安は、「視力の低下」(83.1%)が最も高く、「生活習慣の乱れ」(57.6%)、「インターネット等への依存」(55.8%)の順となった。年齢が上がるにつれ「学校の成績の低下」が高

くなっている。（問4、5）

2. 子供との関わりについて

- ・家族の就業状況は、父親が90%以上、母親が80%以上であり、共働きの家庭が8割を超えている。（問24）
- ・子供と一緒に過ごす時間は年齢が上がるにつれて減少している。前回調査と比較して、過ごす時間そのものが減少している。（問6）
- ・子供とコミュニケーションがとれない理由として、「仕事等が忙しくて時間がないから」という回答が、年中（77.5%）、小学生（74.7%）で多く、共働き家庭が8割を超える状況を踏まえ、親に余裕がないことがわかる。（問8）
- ・コロナ禍において家庭で過ごす時間が増えたことによる変化として、良かったことは「子供とのコミュニケーションが深まった」という回答が、年中（34.7%）、小学生（29.3%）で多く、時間が増えたことがコミュニケーションを深めることにつながった。（問9）
- ・その一方で、保護者の「ストレスが増えた」という回答が、年中（44.1%）で高く、小学生、中学生では「ストレスがなかった」という回答が最も多かったことから、低年齢の子供のいる家庭において、ストレスが増えたと感じる傾向があった。（問10）
- ・子供との接し方やしつけで困ったときの相談相手は、すべての年代で、「家族、親族」が最も高く、次いで「知人、友人」の順となった。年中児童においては、「幼稚園や学校の先生」と回答する割合が、他の年代と比較して高くなっている。相談相手がいないと回答した割合は、どの年代でも低いことから、多くの保護者は誰かに相談したいことがあり、周囲の身近な人に相談していることがわかった。（問11）
- ・子供の教育をする上で、日頃から特に心がけていることは、すべての年代で、「社会のルールをきちんと守る」という回答が最も高く、どの年代においても70%を超えており、前回調査と比べて大きく増加している。また、「思いやりの心、命の大切さ」、「感謝の気持ちを伝える」、「規則正しい生活リズムと食習慣」の回答は、すべての年代で半数を超えており、こうした状況から、きちんと子供を育てなければいけないと心がけて頑張っている保護者の姿が見えてくる。（問12）

- ・家庭において教えるのが難しいと感じていることは、「協調性や人とのつきあい方」が最も高く、次いで、「学ぶことの大切さ」や「インターネットの適正な使い方」をあげている。（問 13）

3. 地域、学校等とのつながりについて

- ・保護者会等の行事への参加については、「参加していた」という回答が、小学生で 70.8% と最も高く、次いで中学生で 63.5%、年中で 53.9% であった。前回調査と比較して参加割合が減少しており、保護者会等を通しての保護者の交流機会が減少していることがわかる。（問 14）
- ・参加できない理由として、「仕事が忙しくて時間がないため」という回答がすべての年代で最も多いことから、家庭では保護者に時間の余裕がないことがわかる。（問 15）
- ・保護者会等の行事への参加を促すための取り組みとしては、「親子で参加できるイベントの充実」、「保護者が興味を持つテーマの設定」への希望が多い。また、前回調査と比較して、「親子で参加できるイベントの充実」や「SNS 等を活用した案内や周知の充実」を希望する割合が増加している。（問 16）

4. 家庭教育推進施策について

- ・家庭教育に関する指針「8つのすすめ」を知っていると回答した割合が約 20 % と低く、指針が家庭に浸透していないことがわかる。（問 17）
- ・家庭教育を推進するために必要な取り組みは、「発達段階に応じた家庭教育の取り組みをわかりやすく伝えること」や、「困ったときに相談できる人や場をつくること」のニーズが高かった。（問 18）
- ・情報の入手手段として、「幼児教育施設・学校等からのチラシやパンフレット（紙のもの）」が依然として高い。また、デジタル機器の普及に伴い、「幼児教育施設・学校等からの保護者あて電子メール」や「SNS からの情報発信」を望む回答が多かった。（問 19）

III 家庭教育の推進における課題

家庭教育推進懇話会での意見や、家庭教育に関する保護者意識調査結果等から、以下の課題を整理した。

1. 家庭教育に関する指針の浸透

これまで乳幼児期から小中学生の子供をもつ保護者を対象に、家庭において意識してほしい“大切なこと”を指針として示した「8つのすすめ」の啓発チラシを作成し、1歳半健康診査や入学説明会等、保護者が集まる様々な機会を通して、その周知を図ったが、保護者意識調査では約2割しか知らないという結果であった。

これを受け、今後は「8つのすすめ」を、日常生活のどのような場面で意識すればよいか等を、保護者の気づきを促し、理解しやすいよう、漫画やイラスト等でわかりやすく伝えるとともに、周知の方法も手軽に情報を得られるよう、SNS等の普段利用している手段を活用する等、保護者に届く方法を工夫していくことが必要である。

2. 乳幼児期からの切れ目のない家庭教育支援

家庭教育は生まれた時から始まり、家庭は生涯にわたる学びの土台を育む重要な役割がある。そのため、保護者には子供の発達段階に応じて、乳幼児期からの必要な情報提供を行い、子育てに対する不安感や孤立感を解消する取り組みが必要である。

特に、社会変化の大きな時期は、それ以前の認識が通用しないことも考えられ、各発達段階での支援や情報提供は、子供を中心とした考えに立って、母子保健、子育て支援機関との垣根を越えた検討が求められる。

3. 多忙な保護者への効果的なアプローチ

共働き家庭の割合が8割以上であり、ひとり親家庭もあることから、保護者は平日帰宅すれば、家事や子供の世話等、すべきことが多く余裕がない。また、最近では習い事や塾等に通う子供も多く、その送り迎え等休日も時間がとれない状況がある。こうしたことから、忙しい保護者に向けて、いかに効果的なアプローチをするかが重要である。

保護者意識調査では、デジタルの普及に伴い、忙しい日常の隙間時間に、有益な情報

に気軽にアクセスできる情報の入手手段として、SNS等の活用を望む意見が多かったことを踏まえ、保護者が情報を受け取る選択肢を今一度見直す必要があると考える。

また、共働きの保護者が多いことを受け、保護者が所属する企業にも、家庭教育の支援の担い手として参画することが期待される。企業が、働き方改革の一環として、子育て中の従業員のために、子育て経験者同士の交流や親子がふれ合う体験の機会を、職場で提供できるよう、行政からの働きかけが望まれる。

4. 家庭でのデジタル機器の適正な使い方

デジタル機器の使用の低年齢化や使用時間の増加による身体的な影響や、生活習慣の乱れ、インターネット等への依存についての保護者の不安を解消するには、まずは保護者自身が適正なデジタル機器の使用について知ることが必要である。

未就学の子供の保護者を含め、デジタルの良さとその危険性を含めた情報リテラシーを学び、子供のデジタル機器の利用を適正に管理しながら、うまく活用する能力を養うことが大切である。その上で、親子が話し合いながら、それぞれの家庭におけるルールづくりを進めていく取り組みが望まれる。

5. 多様な価値観や事情を持つ家庭への対応

核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加等により、子育てにおいて社会から孤立している家庭や、家庭教育への関心が低い保護者等、真に支援や家庭教育に関する情報を必要とする家庭に届いていないという実情が見受けられる。一方で、幼児教育施設・学校の教職員や福祉施設の職員等の言動に支えられる子供たちもいる。

行政のみならず、学校、地域、福祉施設等での、子供の健やかな成長を支える活動は今後もなお一層期待されるが、さらに実施主体それぞれが子供の人間性を育む家庭教育の重要性について共通の認識を持ち、保護者、子供たちの両方に寄り添った対応が必要である。

6. 社会全体で家庭教育をサポートする体制整備

家庭教育は保護者が第一義的に行うものであるものの、保護者だけではなく、社会全体で子供の成長を支えていく取り組みが必要である。

このことを再認識し、行政において部局を超えた連携を進めるとともに、幼児教育施設と学校との接続、地域における児童館や公民館等との連携により、子供と関わる大人が、一定の共通認識を持ちながら家庭教育の大切さを保護者に伝えていくとともに、保護者が不安を感じたり、困ったときに寄り添うことのできる存在であり続けることが大切である。

IV 家庭教育の推進に向けた方策

こうした課題の解決にむけて、次期「家庭教育推進プログラム」においては、家庭を取り巻く環境の変化に応じて、3つの視点に立ち、柔軟かつ速やかに、家庭教育施策の実施又は検討を進めていくことが望まれる。

1. 学ぶ～学習機会の効果的な提供～

① 発達段階に応じたわかりやすい家庭教育ハンドブックの制作

家庭教育に関する指針「8つのすすめ」は、幼児期から学齢期までの子供の保護者に共通する心がけたい大切なことである。この「8つのすすめ」をもとに、子供の発達段階に応じ、日常生活のどのような場面で、どのようなことを意識し、実践すればよいかを具体的に考えられるように、わかりやすく示したハンドブック等の啓発ツールを整備することが必要である。

啓発ツールであるハンドブックは、保護者だけでなく、子供に関わる大人（保育士、教職員等）の研修でも活用し、関係者が家庭教育について共通認識を持つことが大切である。また、子供たち自身も将来の家庭教育、あるいは家庭教育の支援の担い手であるため、大人と子供の話し合いにも用いられるようにすることも期待したい。

②保護者の実情に即した親の学ぶ機会の提供

保護者が子育ての悩みや不安を共有したり、親同士で学びあうコミュニティである家庭教育学級が、保護者が負担を感じることなく気軽に参加でき、保護者にとって有意義な学びの場となるよう制度の充実を図る。

③企業における親同士の交流を促進

従業員の子育てを支援するための職場環境の整備や、地域貢献活動として職場体験等の事業を実施する企業が増えていることから、企業にアプローチをして、働き方改革の一環として、職場にいる時間帯に、家庭教育に関する講座の開催や情報提供等の取り組みについて協力が得られるよう、働きかけることが必要だと考える。

2. 広がる～家庭教育に関する情報提供の充実～

① 家庭教育情報の効果的な発信

共働き家庭やひとり親家庭等、子育てや仕事で家庭教育に関する新たな学びの機会が確保できない保護者に向けて、気軽に情報を取得できるようにSNSや動画等のデジタルを活用した情報発信を行う。

併せて、保護者にとって有益な子育て支援や親子の体験・イベント等の情報を一元化した利便性の高いホームページを構築し、SNS等と連動させて、ホームページに利活用してもらえるしくみを整備する。

② 定期的に提供する家庭教育情報の充実

日々悩みながら子供と向き合っている保護者に対して、子供の発達段階における特徴や子供との接し方等子育てのヒントやアドバイスを含めた家庭教育情報を、保護者の心をつかむ見出しとわかりやすい文章で定期的に届けることが望ましい。

③ 各家庭でのデジタル機器の使い方のルールづくりの推進

子供のデジタル機器の利用時間が多くなり、身体への影響や生活習慣の乱れ等を不安心する保護者に対し、デジタル機器の利用における留意点と活用のメリットの両面を正しく理解し、子供に教えることができるよう支援することが必要である。

あわせて、市やPTA・育友会が中心となり、子供にとって適切なデジタル機器の使い方を、親子で考えることの必要性についての理解と周知を図り、家庭で親子が話し合いをする際に参考となるプロセスや素材を提示する等の取り組みが求められる。

3. つながる ~地域・家庭・学校等との連携による支援~

① 家庭が社会とつながる場の創出

地域コミュニティ施設である公民館や児童館等が、地域に潜在している保育士や教員の経験者、子育て支援の市民団体等の多様な主体と連携し、親子がふれあい、他の家庭と交流する事業を実施し、子育て家庭が孤立することがないよう、地域の中で家庭がつながり、子供を見守り、育む場が創出される活動が広がっていくことが望ましい。

② 様々な担い手の家庭教育への参画推進

家庭教育の第一義的な責任は保護者が負うものであるが、保護者の力だけでは補いきれない部分は、幼児教育施設・学校等の教育機関や、公民館・児童館・児童クラブ等の地域及び行政が参画し、社会全体で子育て中の家庭の教育を支えていくことが必要である。

まずは取り組みの一歩として、教育委員会においては、こども未来局や福祉健康局等の関係部局との連携を深め、情報共有しつつ、切れ目のない支援を目指した事業を進めていくことが大切である。

1. 金沢市家庭教育推進懇話会委員名簿

氏名	所属団体・役職名
相羽 大輔	金沢市PTA協議会 会長
桑村 佐和子	金沢美術工芸大学 教授
水島 栄美子	NPO法人子育て支援はぐはぐそのままでいいよ 理事長
三谷 靖子	金城大学社会福祉学部子ども福祉学科 准教授
源 恭子	石川県私立幼稚園協会金沢支部 支部長
宮崎 恭子	金沢市児童館児童厚生員会 会長
村上 賢正	金沢市立高岡中学校 校長
山岸 朋子	金沢市立浅野川小学校 校長
渡辺 恵	金沢市PTA協議会 副会長

(敬称略、五十音順)

2. 経緯

○令和3年6月4日

第1回家庭教育推進懇話会

- (内容) ・金沢市家庭教育推進プログラムの成果と課題について
- ・家庭教育に関する保護者意識調査の項目の検討

○令和3年7月20日～8月20日

家庭教育に関する保護者意識調査の実施

○令和3年10月21日

第2回家庭教育推進懇話会

- (内容) ・家庭教育に関する保護者意識調査の結果報告
- ・金沢市家庭教育推進懇話会提言骨子（案）について

○令和4年1月14日

第3回家庭教育推進懇話会

- (内容) 金沢市家庭教育推進懇話会提言書（案）について

參考資料

家庭教育に関する保護者意識調査結果

1 調査の目的

本市では、平成 27 年度に策定した金沢市生涯学習進行基本計画において、「家庭における教育力の向上」を基本的方向性の 1 つに掲げ、本市がめざすべき家庭教育のあり方や取り組むべき施策の検討を進め、平成 29 年に家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための 8 つのすすめ」を策定しました。合わせて、家庭教育に関する指針に基づき、家庭教育の推進を図る具体的な施策を体系化した「金沢市家庭教育推進プログラム」を策定しました。現在のプログラムが令和 3 年度末で期間が満了することから、次期家庭教育推進プログラムの参考とするため本調査を実施しました。家庭教育の充実をめざした新たな施策につなげるため、保護者の子供との関わりや、保護者自身の家庭教育に対する意識等を把握するとともに、本市がこれまで取り組んできた家庭教育に関する事業の認知度や、保護者ニーズについて把握することを目的としています。

2 調査の方法等

- ①対象地域.....金沢市全域
②対象者.....「保育所・幼稚園等（注 1）の年中児童」「小学校 4 年生の児童」「中学校 2 年生の生徒」の保護者（注 1：保育園・認定こども園も含む）
③対象者の抽出方法...令和 3 年 7 月 7 日現在の住民基本台帳より、
　　該当者（児童・生徒）を無作為に抽出。但し、男女数は同数とする。
④調査方法.....調査票を郵送し、郵送又はインターネットにより無記名回答。
⑤調査基準日.....令和 3 年 7 月 7 日
⑥調査期間.....令和 3 年 7 月 20 日から 8 月 20 日

配布・回収結果

区分	年中児童	小学校 4 年生	中学校 2 年生	合計
配布数（件）	1,000	1,000	1,000	3,000
回収数（件）	562	515	532	1,609
回収率（%）	56.2	51.5	53.2	53.6

3 集計・分析にあたっての注意点

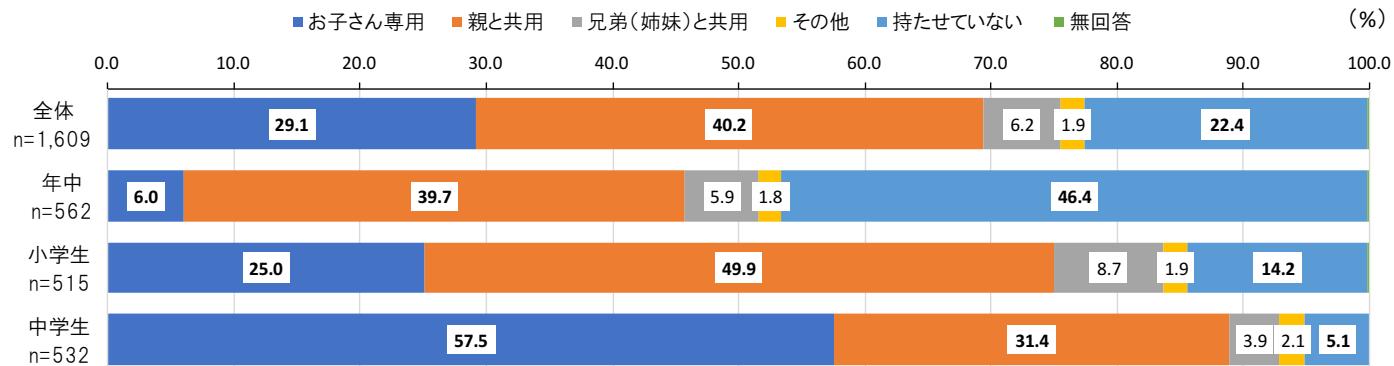
- ①回答の比率は、その設問の回答数を基数（N）として算出しています。このため、複数回答の設問については、すべての回答の比率を合計すると 100% を超えます。
②回答数（%）は、小数点第 2 位を四捨五入して算出しています。このため、すべての回答の比率を合計すると 100% にならない場合があります。
③グラフ、数表上の選択肢の表記は、場合により語句を簡略化している場合があります。

1 お子さんの状況について

問1 デジタル機器の所持状況（単一回答）

子供がスマートフォン、タブレット、PCなどのデジタル機器（以下「デジタル機器」という）を子供専用で利用する割合は年中（6.0%）、小学生（25.0%）、中学生（57.5%）と年齢が上がるにつれ高くなっている。

一方、共用含めて持たせていないという回答は、年中（46.4%）、小学生（14.2%）、中学生（5.1%）となっている。ほとんどの子供が所持している状況である。



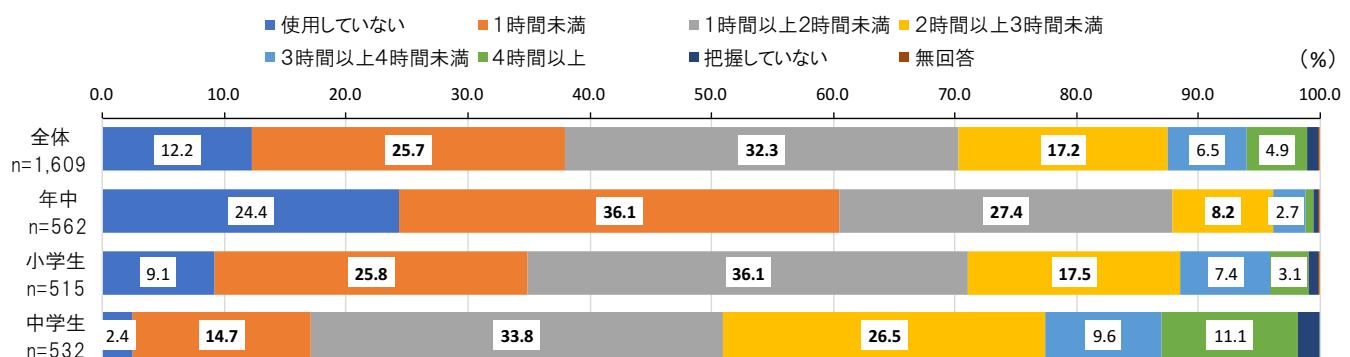
■その他回答

祖母、学校と共に、家族全員など

問2 デジタル機器の使用時間 ※学習時間は除く（単一回答）

平日1日あたりの子供のデジタル機器の使用時間は年齢が上がるにつれ高くなっている。

前回調査と比較して、中学生で若干増加傾向にある。本来、学習にあてられるはずの時間の確保に努める必要がある。



○H2 8年結果との比較

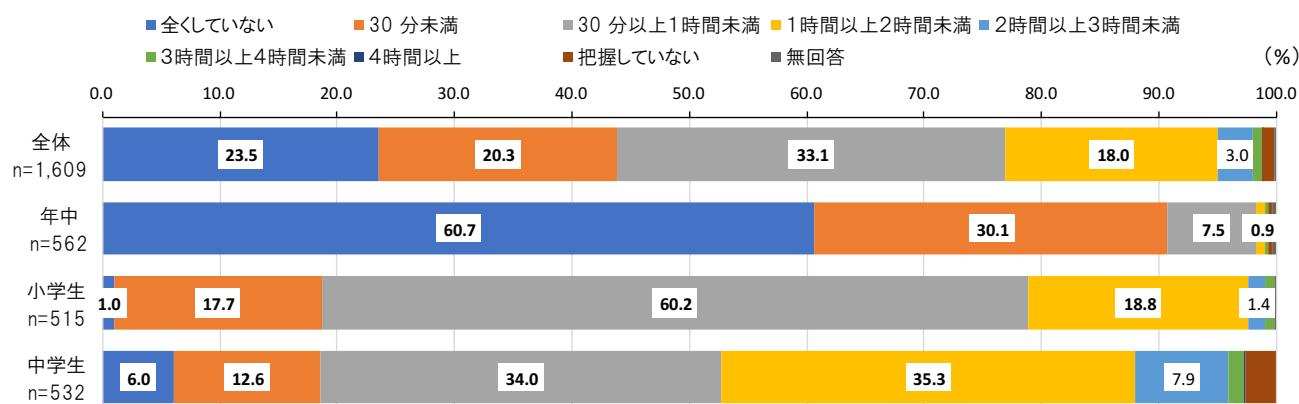
※ただし前回の質問は「問8 お子さんは、平日1日あたりどれくらいの時間、テレビやビデオ、DVD等を見たり、テレビゲームをしたりしていますか。（1つだけ選択）」（年中は回答不要）

区分	H28			R3		
	全体	小学生	中学生	全体	小学生	中学生
使用していない	1.3	2.1	0.5	5.7	9.1	2.4
30分未満	5.1	5.8	4.3	20.2	25.8	14.7
30分以上1時間未満	19.0	19.1	18.9	—	—	—
1時間以上2時間未満	39.8	39.5	40.1	35.0	36.1	33.8
2時間以上3時間未満	23.7	23.3	24.1	22.1	17.5	26.5
3時間以上4時間未満	6.1	6.0	6.2	8.5	7.4	9.6
4時間以上	3.9	3.0	4.8	7.2	3.1	11.1
把握していない	0.8	0.7	1.0	1.3	0.8	1.9
無回答	0.4	0.5	0.2	0.1	0.2	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※比較のため年中を除いてR3全体平均を算出

問3 家庭での学習時間※塾や習い事は除く（単一回答）

子供が家庭で学習する時間は年齢が上がるにつれ高くなっている。



○H2 8年結果との比較

※ただし前回の質問は「問6 お子さんは、平日1日あたりどれくらいの時間、家庭で学習（学習塾や家庭教師を含む）していますか。（1つだけ選択）」
(年中は回答不要)

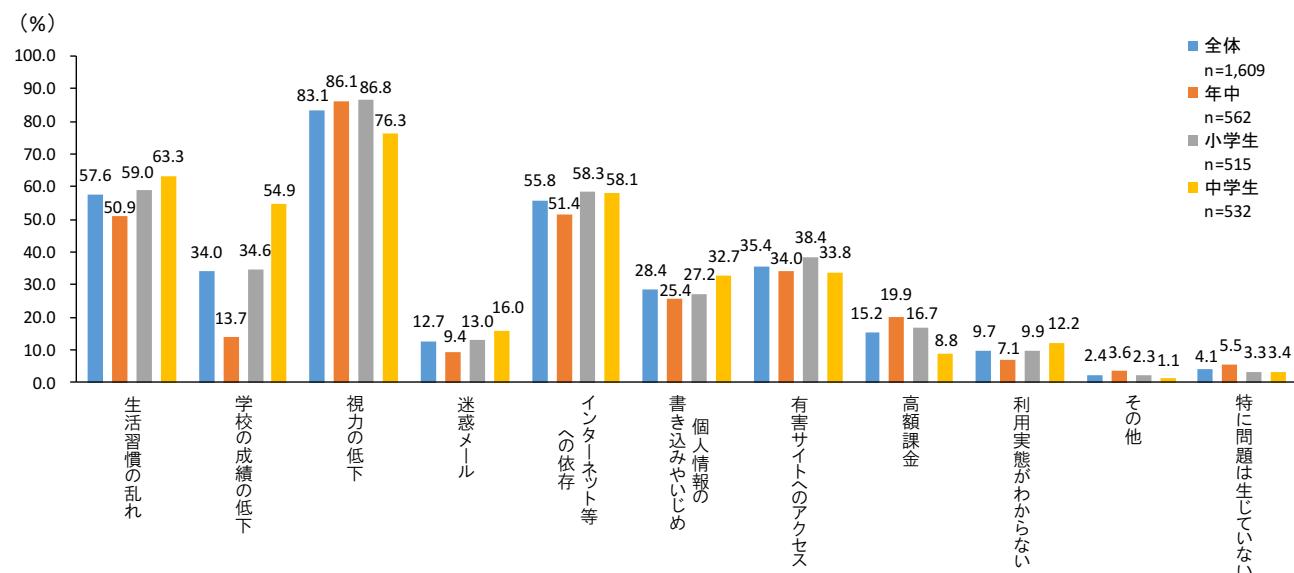
区分	H28			R3		
	全体	小学生	中学生	全体	小学生	中学生
全くしていない	2.2	1.2	3.3	3.5	1.0	6.0
30分未満	12.0	11.6	12.4	15.1	17.7	12.6
30分以上1時間未満	43.3	57.4	28.9	46.9	60.2	34.0
1時間以上2時間未満	31.2	24.7	37.9	27.2	18.8	35.3
2時間以上3時間未満	8.5	4.2	12.9	4.7	1.4	7.9
3時間以上4時間未満	1.2	0.5	1.9	1.1	0.8	1.3
4時間以上	0.4	0.0	0.7	0.1	0.0	0.2
把握していない	0.6	0.0	1.2	1.3	0.0	2.6
無回答	0.6	0.5	0.7	0.1	0.2	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※比較のため年中を除いてR3全体平均を算出

問4 デジタル機器の利用に関する心配や不安（複数回答）

デジタル機器の利用について、保護者としての心配や不安は「視力の低下」（83.1%）が最も高くなっている。次いで、「生活習慣の乱れ」（57.6%）、「インターネット等への依存」（55.8%）の順となっている。年代が上がるにつれ、「学校の成績の低下」が高くなっている。

問5と比較するとわかるが実際に心配していることが起こっているため、事前の対策が必要である。



■その他回答

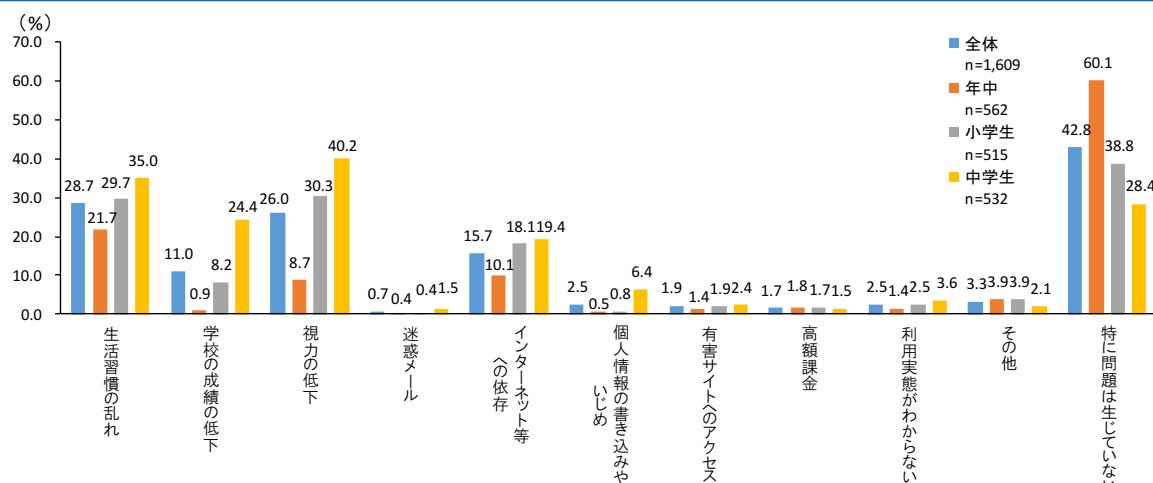
依存症、運動不足、体や脳の成長を阻害など

問5 デジタル機器の利用で困ったことやトラブル（複数回答）

デジタル機器の利用について、困ったことやトラブルは「特に問題は生じていない」（42.8%）が最も高くなっている。

年代が上がるにつれ、「特に問題は生じていない」は減少している。中学生では「視力の低下」（40.2%）が最も高く、次いで「生活習慣の乱れ」（35.0%）、「特に問題は生じていない」（28.4%）の順となっている。

前回調査と比較して、ほとんどの項目で回答割合が上がっている。



○H28年結果との比較

区分	H28			R3				
	全体	年中	小学生	中学生	全体	年中	小学生	中学生
生活習慣の乱れ	23.1	15.6	18.0	31.8	28.7	21.7	29.7	35.0
学校の成績の低下	7.5	0.9	2.4	15.8	11.0	0.9	8.2	24.4
視力の低下	22.6	5.8	22.5	32.6	26.0	8.7	30.3	40.2
迷惑メール	2.2	0.4	1.8	3.6	0.7	0.4	0.4	1.5
インターネットへの依存	15.2	16.0	9.8	19.4	15.7	10.1	18.1	19.4
個人情報の書き込みやいじめ	0.6	0.0	0.0	1.6	2.5	0.5	0.8	6.4
有害サイトへのアクセス	1.4	0.9	2.7	0.5	1.9	1.4	1.9	2.4
高額課金	0.9	0.0	0.9	1.6	1.7	1.8	1.7	1.5
利用実態がわからない	1.7	0.4	0.9	3.1	2.5	1.4	2.5	3.6
その他	2.3	3.6	2.4	1.6	3.3	3.9	3.9	2.1
特に問題は生じていない	50.2	63.1	57.4	36.4	42.8	60.1	38.8	28.4

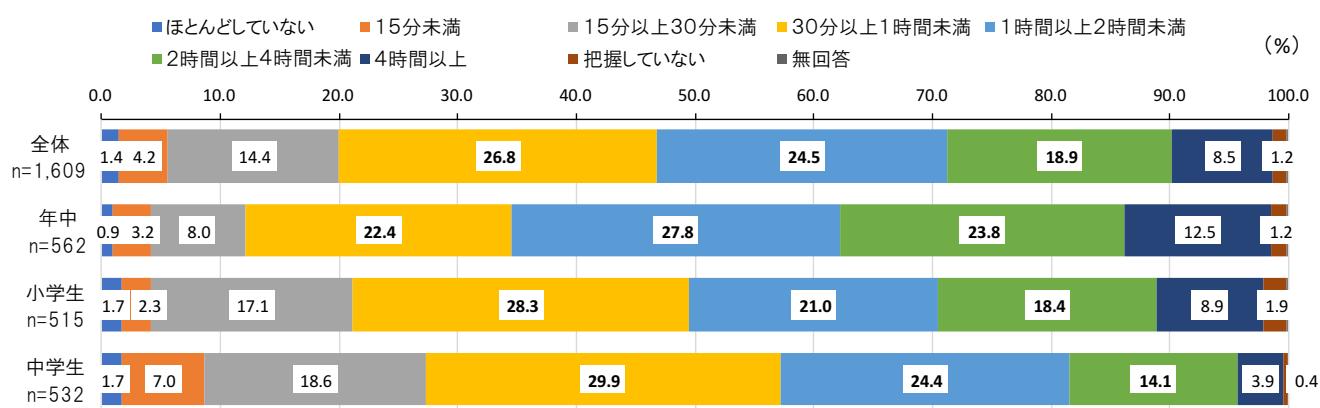
■その他回答

依存症、運動不足、体や脳の成長を阻害など

2 お子さんとの関わりについて

問6 お子さんと一緒に過ごす時間（単一回答）

子供と一緒に過ごす時間は年齢が上がるにつれて減少している。この傾向は前回調査から変わらないが、前回調査と比較して過ごす時間そのものが減少している。



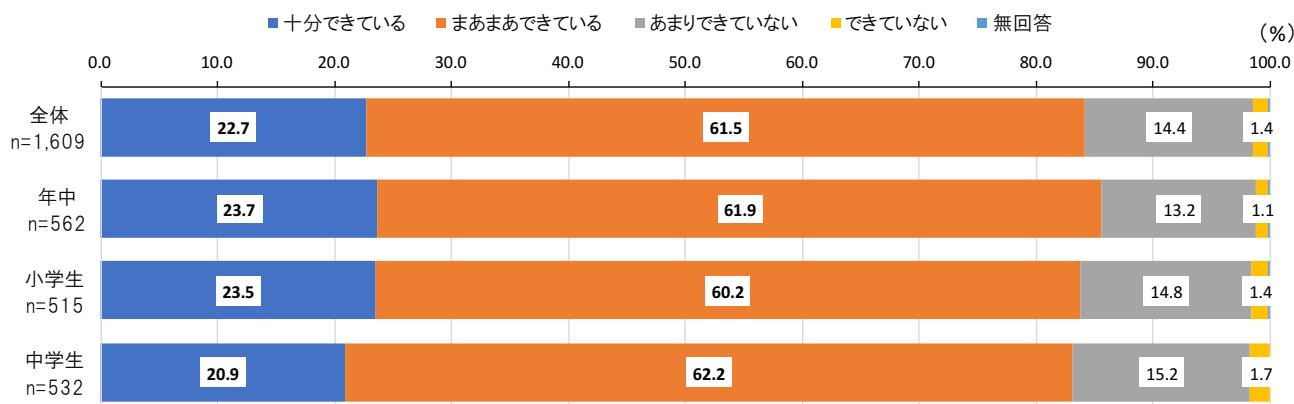
○H28年結果との比較

区分	H28			R3				
	全般	年中	小学生	中学生	全般	年中	小学生	中学生
ほとんどしていない	0.6	0.2	0.5	1.2	1.4	0.9	1.7	1.7
15分未満	2.3	2.2	2.1	2.6	4.2	3.2	2.3	7.0
15分以上30分未満	8.8	4.9	9.8	12.2	14.4	8.0	17.1	18.6
30分以上1時間未満	18.8	13.1	18.8	25.1	26.8	22.4	28.3	29.9
1時間以上2時間未満	28.2	24.3	30.0	30.5	24.5	27.8	21.0	24.4
2時間以上4時間未満	18.1	21.0	17.2	15.8	18.9	23.8	18.4	14.1
4時間以上	19.8	31.9	18.4	8.4	8.5	12.5	8.9	3.9
把握していない	1.5	2.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.9	0.4
無回答	1.8	0.2	2.1	3.1	0.1	0.2	0.2	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100.0

問7 お子さんとのコミュニケーション（単一回答）

お子さんとのコミュニケーションについては「十分できている」「まあまあできている」の合計はどの年代でも80%台であった。

前回調査と比べて、若干減少しているものの大きな変動はない。



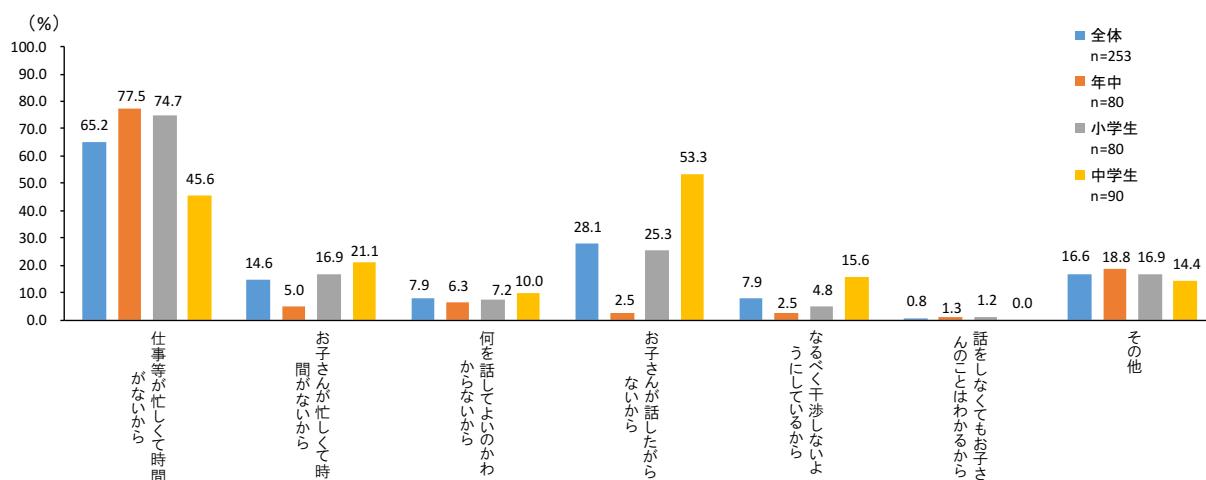
○H28年結果との比較

区分	H28				R3			
	全体	年中	小学生	中学生	全体	年中	小学生	中学生
十分できている	24.6	26.8	24.9	22.0	22.7	23.7	23.5	20.9
まあまあできている	61.5	61.7	60.5	62.3	61.5	61.9	60.2	62.2
あまりできていない	12.2	10.4	12.6	13.8	14.4	13.2	14.8	15.2
できていない	0.6	0.9	0.7	0.2	1.4	1.1	1.4	1.7
無回答	1.1	0.2	1.4	1.7	0.1	0.2	0.2	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問8 問7で「あまりできていない」「できていない」を選んだ理由（複数回答）

問7で「あまりできていない」「できていない」を選んだ理由は「仕事等が忙しくて時間がないから」が年中(77.5%)、小学生(74.7%)で最も高い。中学生では「お子さんが話したがらないから」が53.3%と最も高くなっている。

前回調査と比較して、傾向としては大きな変動は見られなかった。



○H28年結果との比較

区分	H28				R3			
	全体	年中	小学生	中学生	全体	年中	小学生	中学生
仕事等が忙しくて時間がないから	64.7	78.4	71.9	45.8	65.2	77.5	74.7	45.6
お子さんが忙しくて時間がないから	22.2	0.0	22.8	40.7	14.6	5.0	16.9	21.1
何を話してよいのかわからぬから	5.4	3.9	1.8	10.2	7.9	6.3	7.2	10.0
お子さんが話したがらないから	29.9	7.8	28.1	50.8	28.1	2.5	25.3	53.3
なるべく干渉しないようにしているから	5.4	2.0	3.5	10.2	7.9	2.5	4.8	15.6
話をしなくともお子さんのことはわかるから	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.3	1.2	0.0
その他	13.8	21.6	15.8	5.1	16.6	18.8	16.9	14.4

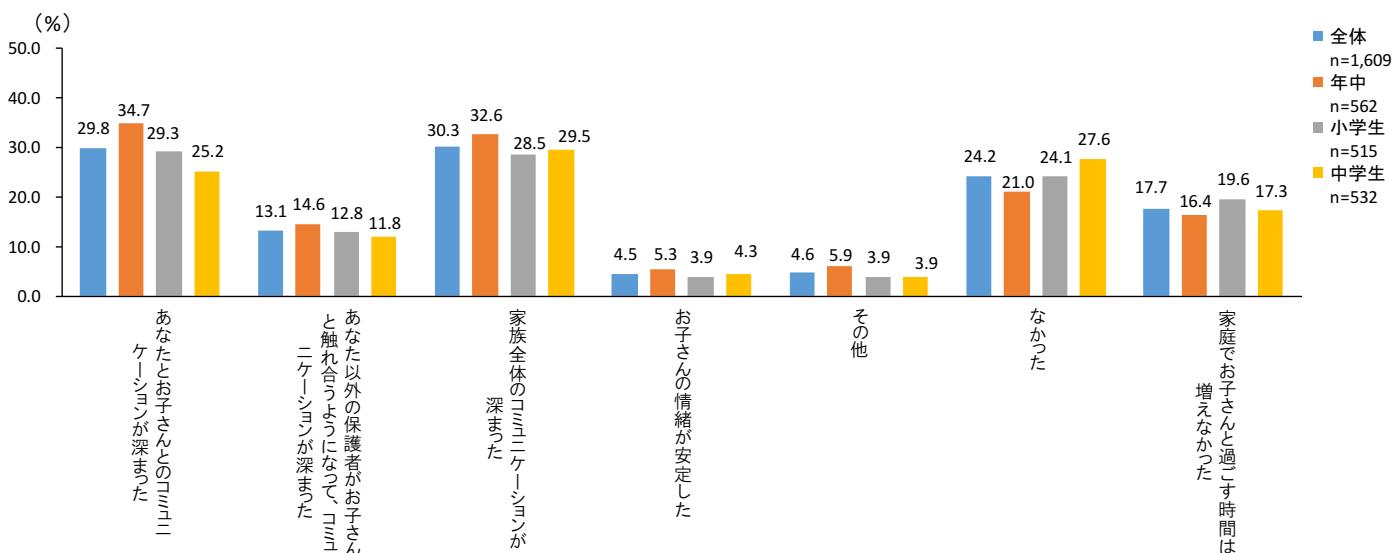
■その他回答

障害を持つ、下の子に手がかかる、習い事、家事が忙しいなど

問9 コロナによる家族で過ごす時間の変化（良かったこと）（複数回答）

コロナによる家族で過ごす時間の変化（良かったこと）は「あなたとお子さんとのコミュニケーションが深まった」が年中（34.7%）、小学生（29.3%）で最も高い。中学生では「家族全体のコミュニケーションが深まった」が29.5%と最も高くなっている。

「良かったことはなかった」と「子供と過ごす時間は増えなかった」の回答は全体でそれぞれ24.2%と17.7%となり、半数以上は何らかの形で良い変化があったとの結果になった。



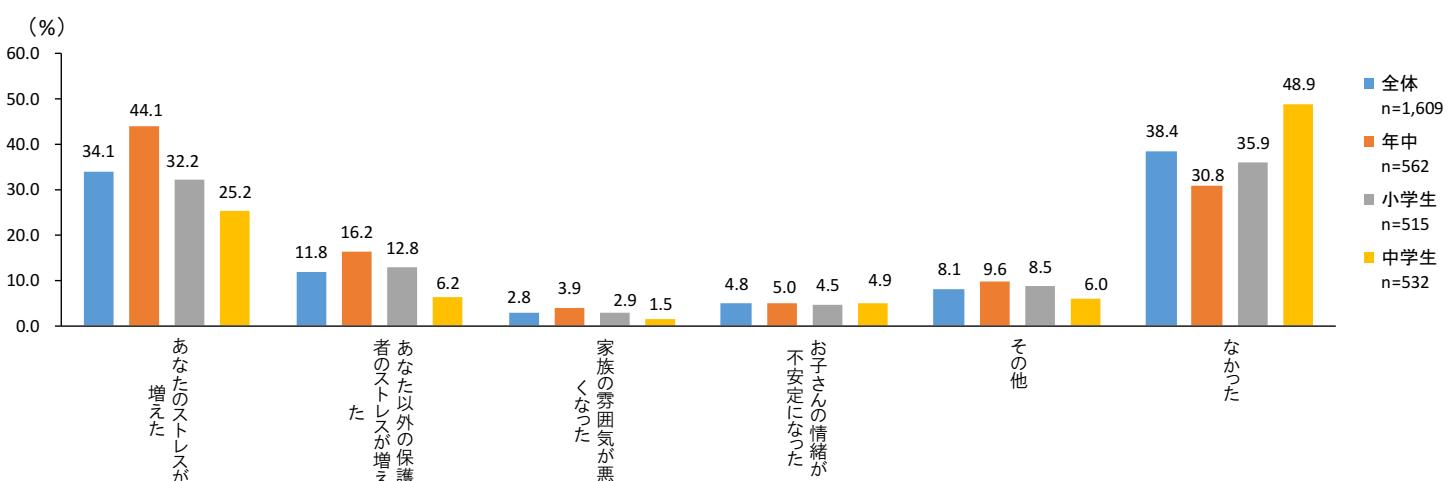
■その他回答

障害を持つ、下の子に手がかかる、習い事など

問10 コロナによる家族で過ごす時間の変化（負担や悩み）（複数回答）

コロナによる家族で過ごす時間の変化（負担や悩み）は「あなたのストレスが増えた」が年中（44.1%）で最も高い。小学生、中学生では「なかつ」がそれぞれ35.9%、48.9%と最も高くなっている。

問9と比較すると良い変化があったと同時に負担や悩みも半数以上で発生していることがわかった。



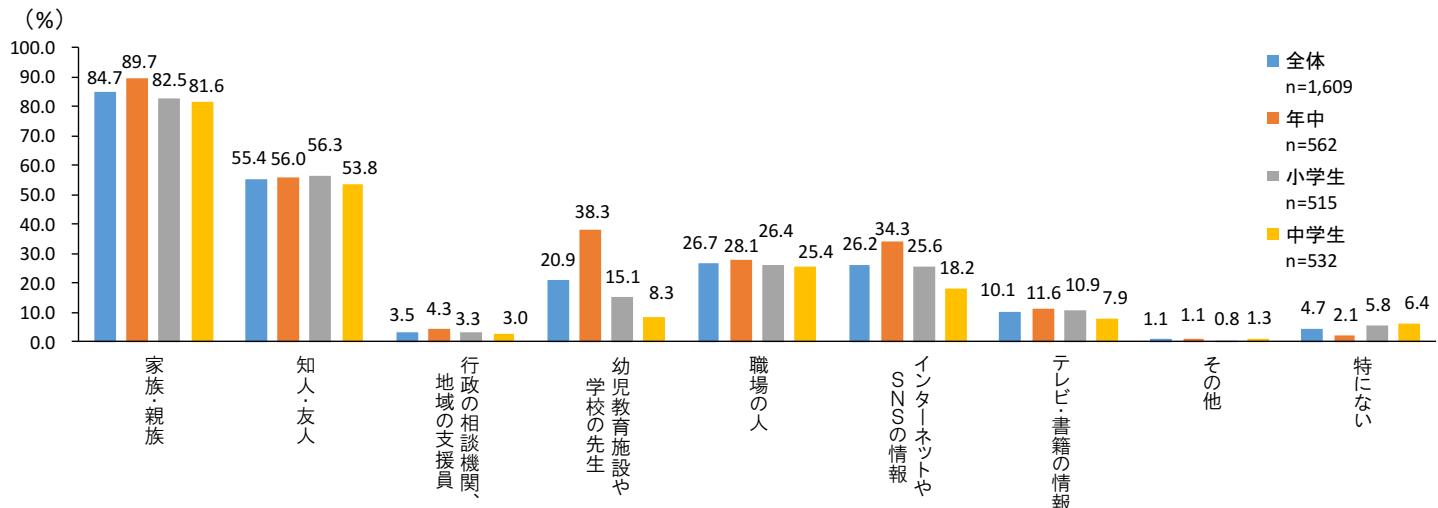
■その他回答

家事が増えた、外での体験が出来なくなつたなど

問11 お子さんとの接し方やしつけで困ったときの相談相手（複数回答）

お子さんとの接し方やしつけで困ったときの相談相手は全ての年代で「家族・親族」が最も高く、次いで「知人・友人」の順となっている。「幼児教育施設や学校の先生」が年中で38.3%と他の年代と比較して高くなっている。

相談相手が「特にない」と回答した割合はどの年代でも一桁台の割合となった。多くの人は誰かに相談したいことがあり、家族や知人など親しい間柄の人に相談していることがわかった。

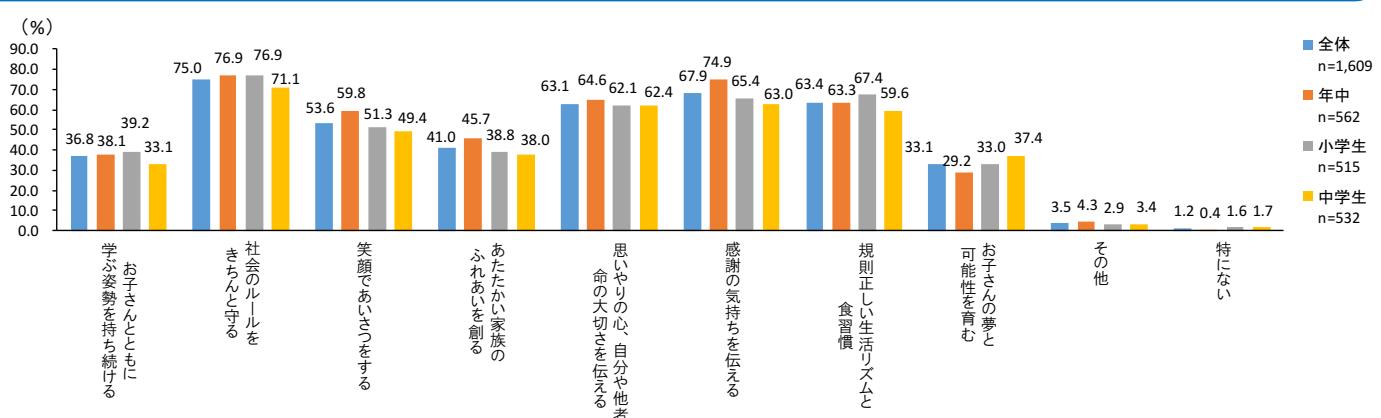


■その他回答

カウンセラー・病院の先生、本など

問12 お子さんの教育で日頃から特に心がけていること（複数回答）

子供を教育する上で日頃から特に心がけていることは全ての年代で「社会のルールをきちんと守る」が最も高く、70%を超えている。また、「思いやりの心、自分や他者の命の大切さを伝える」「感謝の気持ちを伝える」「規則正しい生活リズムと食習慣」は全ての年代で半数を超えており、前回調査と比べて「社会のルールを守る」が大きく増加している。



○H28年結果 との比較

区分	H28				R3			
	全体	年中	小学生	中学生	全体	年中	小学生	中学生
お子さんとともに学ぶ姿勢を持ち続ける	12.3	4.2	16.0	17.2	36.8	38.1	39.2	33.1
社会のルールをきちんと守る	51.5	44.2	55.1	55.6	75.0	76.9	76.9	71.1
笑顔であいさつをする	28.7	32.1	24.7	29.4	53.6	59.8	51.3	49.4
あたたかい家族のふれあいを創る	21.4	21.2	19.8	23.2	41.0	45.7	38.8	38.0
自分や他者の命を大切にする	34.3	27.4	39.5	36.3	63.1	64.6	62.1	62.4
感謝の気持ちを伝える	62.3	64.4	61.6	60.9	67.9	74.9	65.4	63.0
規則正しい生活リズムと食習慣	57.6	58.8	62.3	51.6	63.4	63.3	67.4	59.6
お子さんの夢と可能性を育む	14.8	6.2	16.7	22.2	33.1	29.2	33.0	37.4
その他	1.1	1.3	0.9	1.0	3.5	4.3	2.9	3.4
特にない					1.2	0.4	1.6	1.7

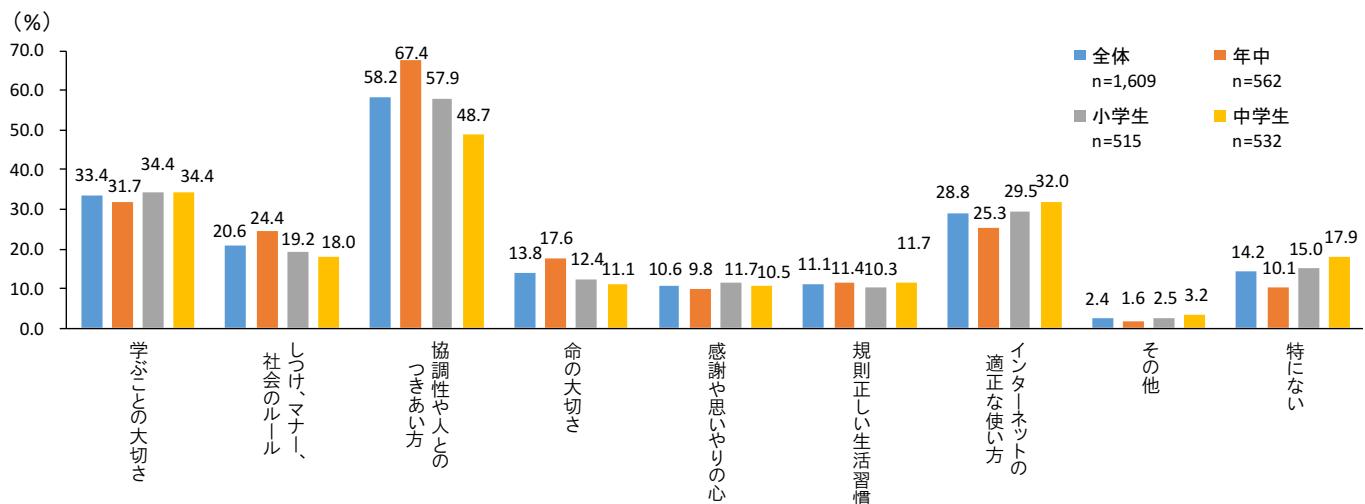
■その他回答

ほめると叱るの両立、自己肯定感を育む、個性を尊重、あまり口出しせず見守るなど

問1 3 家庭で教えるのが難しいこと（複数回答）

家庭で教えるのが難しいことは全ての年代で「協調性や人とのつきあい方」が最も高く、次いで「学ぶことの大切さ」「インターネットの適正な使い方」の順となっている。

割合が高い項目については家庭以外の外部機関で学ぶ必要性がある。



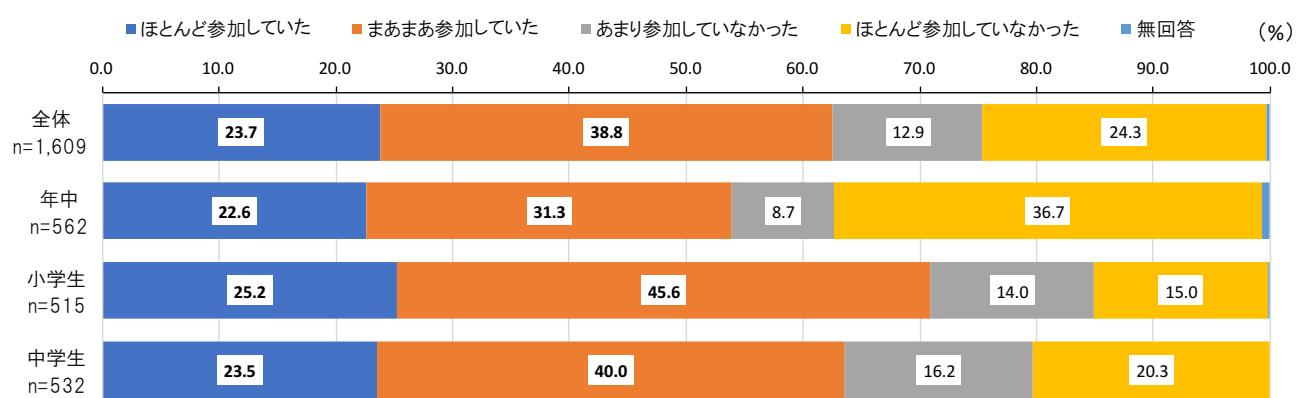
■その他回答

性教育、世の中の矛盾とのおりあいの付け方、社会生活のコミュニケーションなど

3 地域、学校等とのつながりについて

問1 4 保護者会行事への参加（単一回答）

保護者会行事への参加については「ほとんど参加していた」「まあまあ参加していた」の合計が小学生で70.8%と最も高く、次いで中学生で63.5%、年中で53.9%の順となった。前回調査と比較して参加割合が減少している。

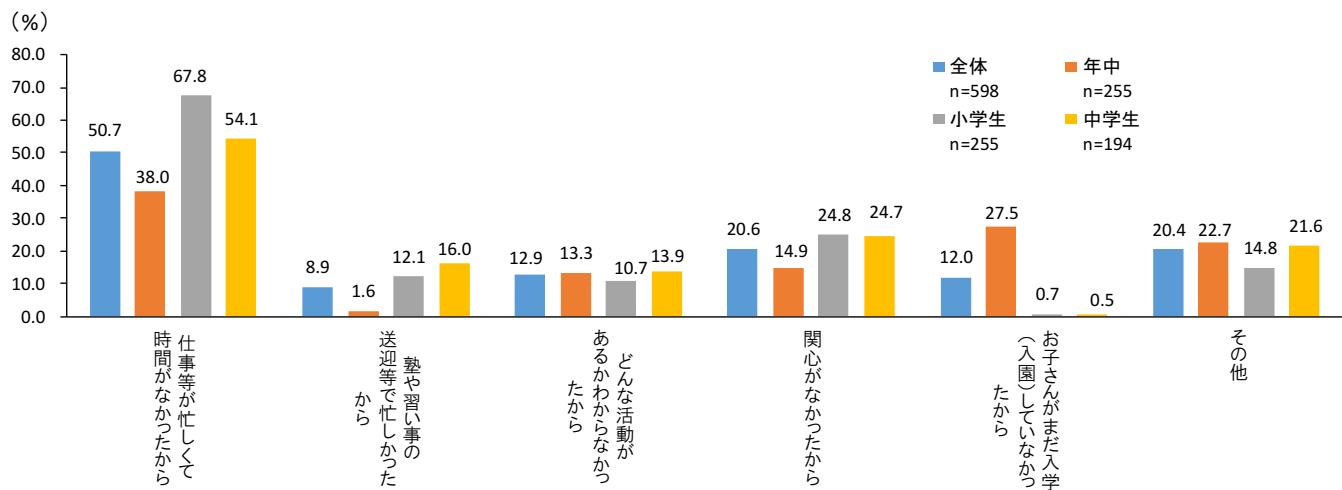


○H2 8年結果との比較

区分	H28				R3			
	全体	年中	小学生	中学生	全体	年中	小学生	中学生
ほとんど参加していた	27.2	40.0	25.6	15.0	23.7	22.6	25.2	23.5
まあまあ参加していた	38.9	32.5	41.4	43.2	38.8	31.3	45.6	40.0
あまり参加していなかった	20.6	12.8	22.6	27.0	12.9	8.7	14.0	16.2
ほとんど参加していなかった	12.6	13.1	10.5	14.3	24.3	36.7	15.0	20.3
無回答	0.7	1.5	0.0	0.5	0.3	0.7	0.2	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問15 問14で「あまり参加していなかった」「ほとんど参加していなかった」を選択した理由（複数回答）

問14で「あまり参加していなかった」「ほとんど参加していなかった」を選択した理由はどの年代でも「仕事等が忙しくて時間がなかったから」が最も高くなっている。「その他」の回答にはコロナの影響が最も多く見られた。

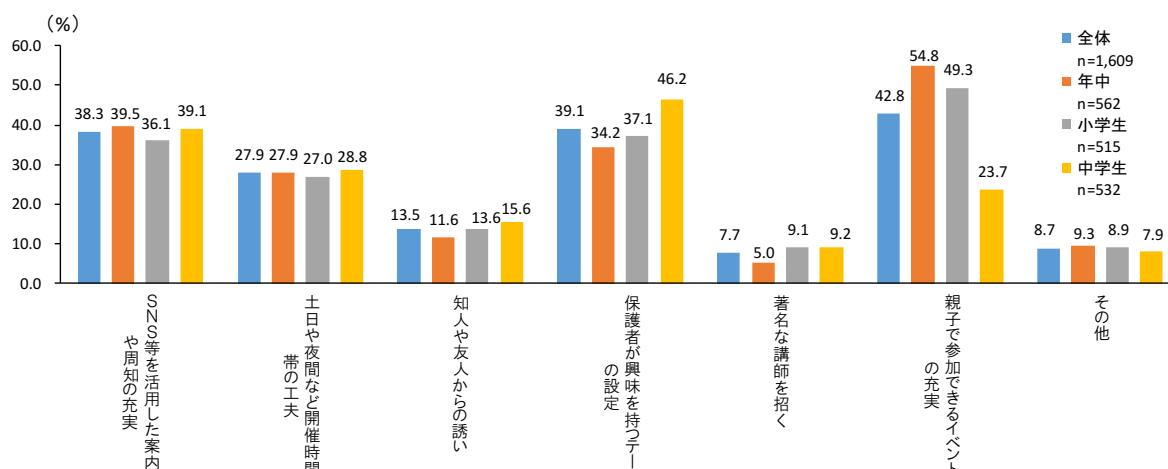


■その他回答

役員でなかった、コロナによる中止、機会がなかったなど

問16 保護者会行事に参加を促すための取り組み（複数回答）

保護者会行事に参加を促すための取り組みは「親子で参加できるイベントの充実」が年中（54.8%）と小学生（49.3%）で最も高く、「保護者が興味を持つテーマの設定」が中学生（46.2%）で最も高くなっている。前回調査と比較して「親子で参加できるイベントの充実」と「SNS等を活用した案内や周知の充実」を希望する割合が増加している。



○H28年結果との比較

区分	H28				R3			
	全体	年中	小学生	中学生	全体	年中	小学生	中学生
SNS等を活用した案内や周知の充実	10.5	11.5	9.1	10.7	38.3	39.5	36.1	39.1
土日や夜間など開催時間帯の工夫	24.7	25.0	21.2	27.9	27.9	27.9	27.0	28.8
知人や友人からの誘い	10.7	8.2	11.4	12.6	13.5	11.6	13.6	15.6
保護者が興味を持つテーマの設定	57.8	52.7	59.1	62.1	39.1	34.2	37.1	46.2
著名な講師から話を聞く	14.7	11.9	14.4	17.9	7.7	5.0	9.1	9.2
親子で参加できるイベントの充実	36.4	51.5	38.8	17.4	42.8	54.8	49.3	23.7
その他	5.8	4.6	7.2	5.7	8.7	9.3	8.9	7.9

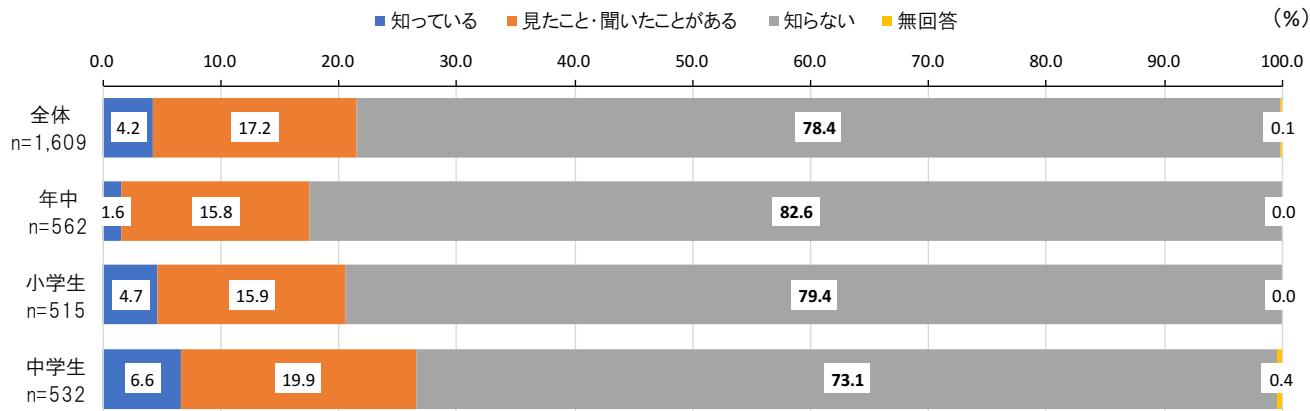
■その他回答

行事自体必要ない、負担がかからない、オンラインなど

4 金沢市教育委員会の家庭教育推進事業について

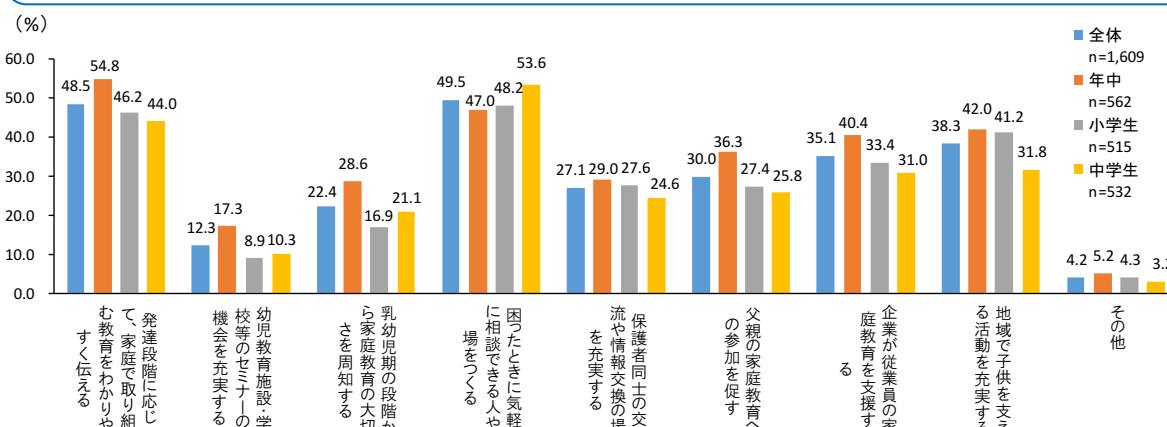
問17 「家庭で子供を育むための8つのすすめ」（単一回答）

「家庭で子供を育むための8つのすすめ」を「知っている」または「見たこと・聞いたことがある」割合は年代が上がるにつれて高くなっている。認知度を高める施策が求められている。



問18 家庭教育を推進するために必要な取り組み（複数回答）

家庭教育を推進するために必要な取り組みは「発達段階に応じて、家庭で取り組む教育をわかりやすく伝える」が年中（54.8%）で最も高く、「困ったときに気軽に相談できる人や場をつくる」が小学生（48.2%）、中学生（53.6%）で最も高くなっている。この設問の項目間で差がみられるものの、多くの取り組みが必要とされている。



■ その他回答

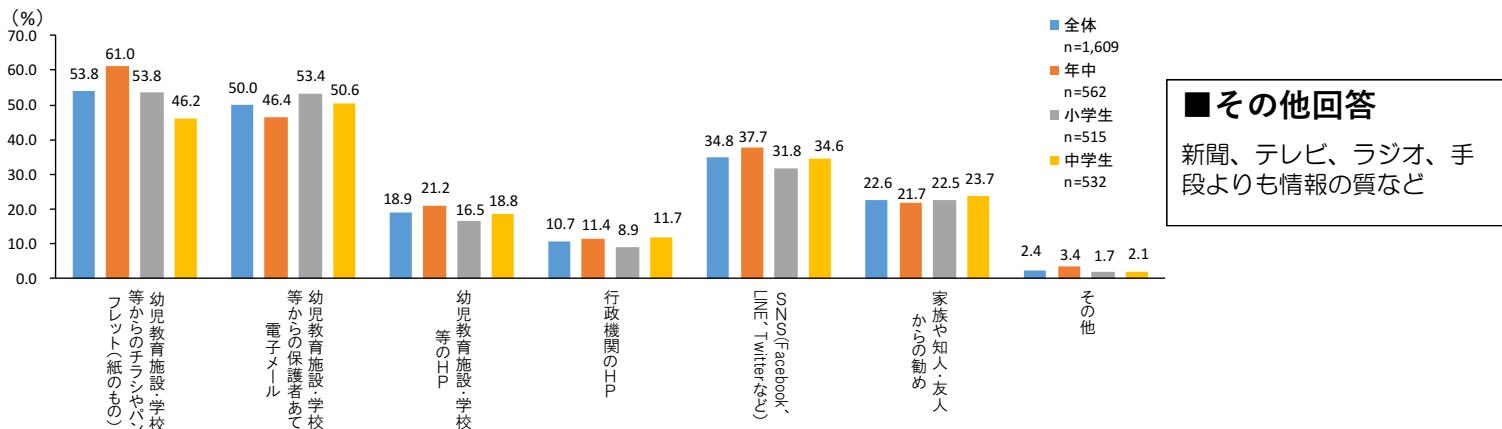
保護者が家庭で過ごす時間を増やす、金沢市の教育に開むる取り組みの進化を

○H28年結果 との比較

区分	H28				区分	R3			
	全体	年中	小学生	中学生		全体	年中	小学生	中学生
家庭教育に関する情報提供の充実	59.2	64.4	55.3	57.5	発達段階に応じて、家庭で取り組む教育をわかりやすく伝える	48.5	54.8	46.2	44.0
家庭教育や家庭学習に関する手引き書の充実	25.2	23.9	26.5	25.3	乳幼児期の段階から家庭教育の大切さを周知する	22.4	28.6	16.9	21.1
ICT(情報通信技術)を活用した家庭教育支援	13.0	13.3	12.1	13.6					
研修会や講演会等の学習機会の充実	14.8	13.7	14.4	16.5	幼稚園教育施設・学校等のセミナーの機会を充実する	12.3	17.3	8.9	10.3
家庭教育に関する悩み相談窓口の充実	29.4	31.9	25.8	30.3	困ったときに気軽に相談できる人や場をつくる	49.5	47.0	48.2	53.6
家庭教育に関する指導者、支援者の養成	15.3	13.7	15.8	16.5					
保護者同士の交流や情報交換の場の充実	33.1	36.3	32.6	30.1	保護者同士の交流や情報交換の場を充実する	27.1	29.0	27.6	24.6
					父親の家庭教育への参加を促す	30.0	36.3	27.4	25.8
学校、地域、企業、NPO法人等と連携した家庭教育啓発活動	25.7	23.7	30.5	22.9	企業が従業員の家庭教育を支援する	35.1	40.4	33.4	31.0
					地域で子供を支える活動を充実する	38.3	42.0	41.2	31.8
その他	5.4	5.8	5.8	4.5	その他	4.2	5.2	4.3	3.2

問19 効果的な情報発信手段（複数回答）

効果的な情報発信手段は「幼児教育施設・学校等からのチラシやパンフレット（紙のもの）」が年中（61.0%）、小学生（53.8%）で最も高く、「幼児教育施設・学校等からの保護者あて電子メール」が中学生（50.6%）で最も高くなっている。デジタル機器の普及が進んでいるものの、発信手段としてはネットよりも紙媒体を望む回答が多い結果となった。前回調査と比較してSNSの割合が増加している。



■その他回答
新聞、テレビ、ラジオ、手段よりも情報の質など

○H28年結果との比較

区分	H28				区分	R3			
	全体	年中	小学生	中学生		全体	年中	小学生	中学生
電子メール	33.8	32.3	33.5	35.8	幼児教育施設・学校等からのチラシやパンフレット（紙のもの）	53.8	61.0	53.8	46.2
ホームページ	67.0	68.1	64.7	68.3	幼児教育施設・学校等からの保護者あて電子メール	50.0	46.4	53.4	50.6
フェイスブック	19.4	25.7	18.8	13.4	幼児教育施設・学校等のHP	18.9	21.2	16.5	18.8
ツイッター	4.5	4.9	4.0	4.8	行政機関のHP	10.7	11.4	8.9	11.7
その他	15.7	17.9	14.9	13.8	SNS(Facebook, LINE, Twitterなど)	34.8	37.7	31.8	34.6
					家族や知人・友人からの勧め	22.6	21.7	22.5	23.7
					その他	2.4	3.4	1.7	2.1

5 ご回答された方について

問20 回答された方の続柄（お子さんからみて）（単一回答）

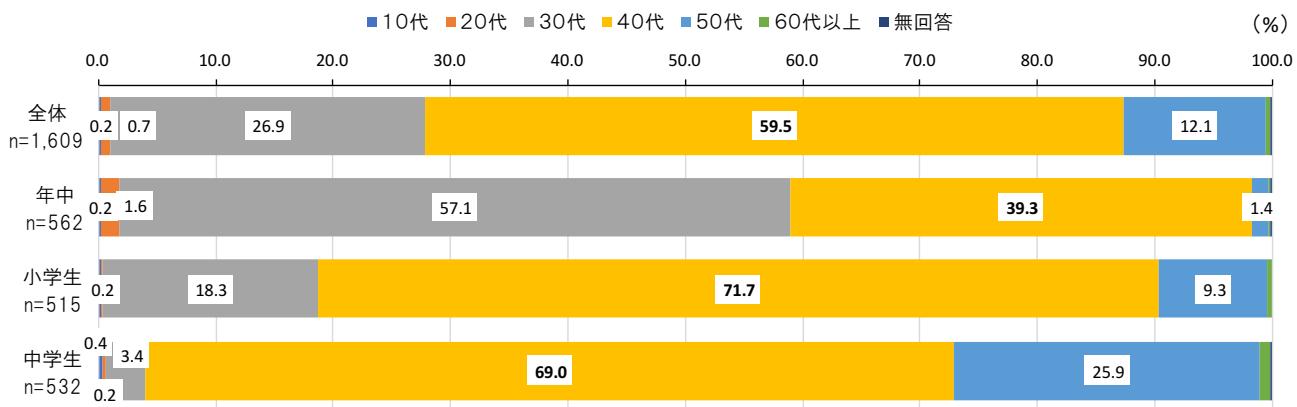
どの年代でも「父親」が20%弱で、「母親」が80%台となっている。



■その他回答
姉

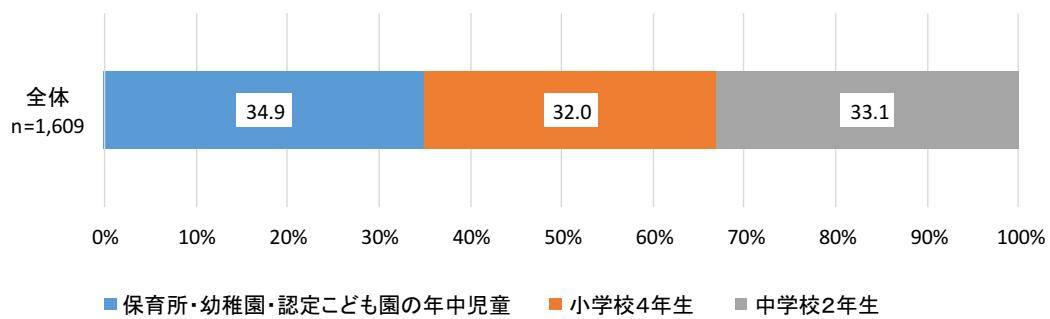
問2 1 回答された方の年代（単一回答）

回答者の年代は年中で30代（57.1%）が最も高く、「40代」が小学生（71.7%）、中学生（69.0%）で最も高くなっている。



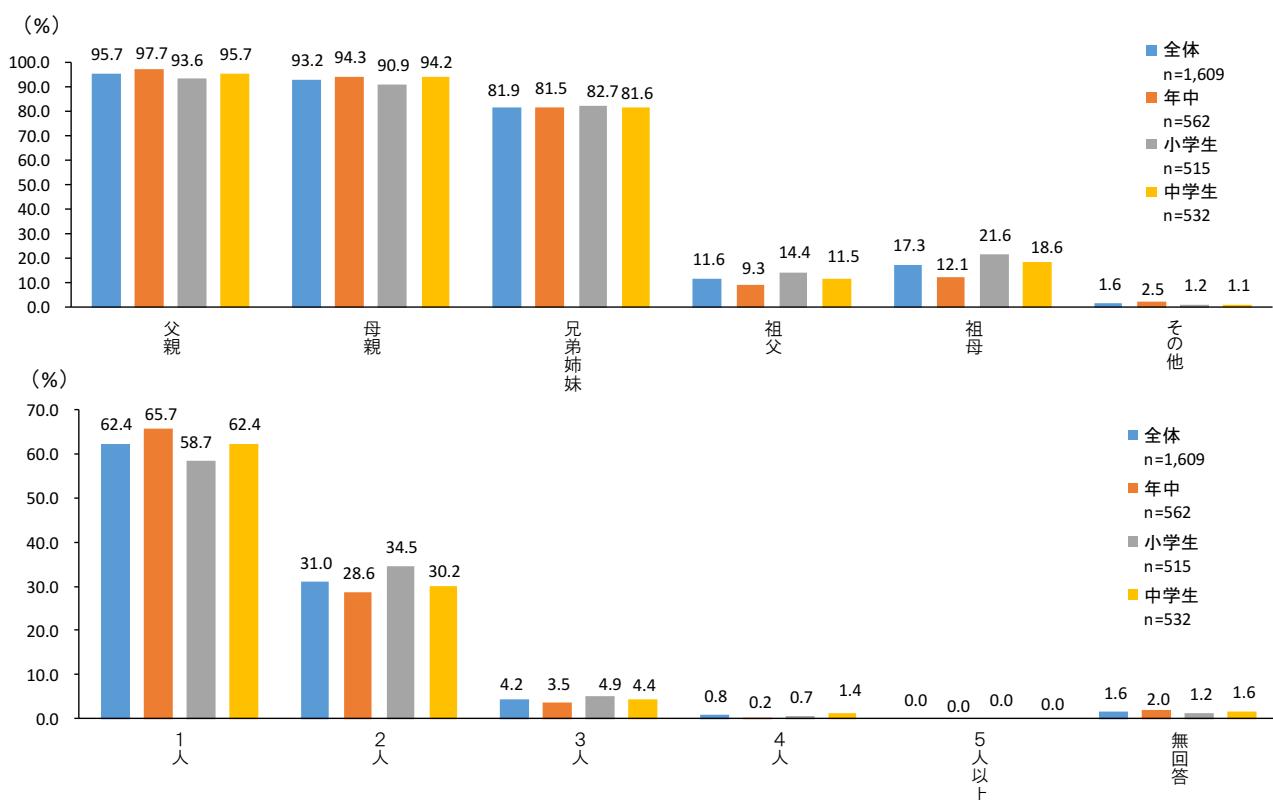
問2 2 封筒宛名のお子さんの学年（単一回答）

回答者は保育所・幼稚園・認定こども園の年中、小学校4年生、中学校2年生がそれぞれ30%台で均等な結果となっており、年代で大きな差は見られない。



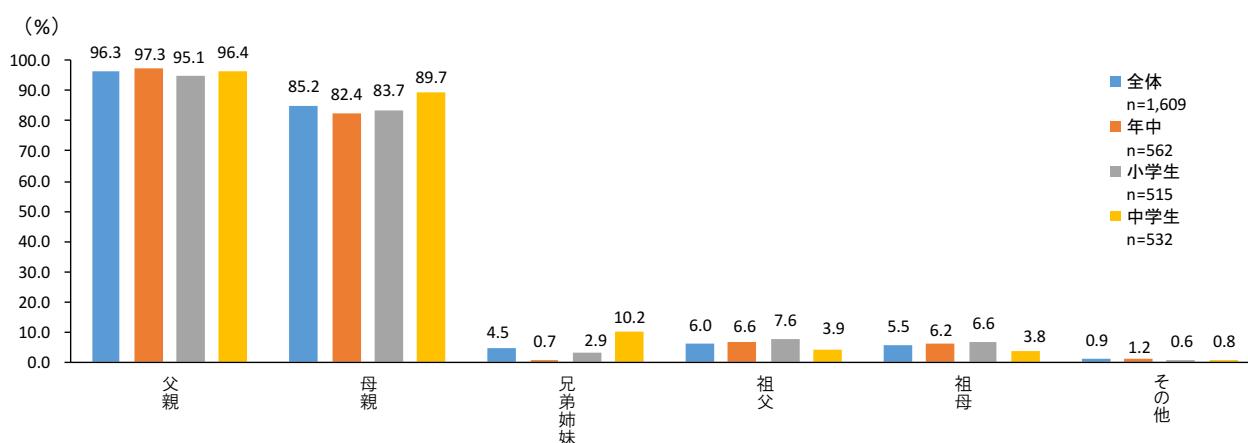
問23 家族（同居）の構成員（複数回答）、兄弟姉妹の人数

どの年代でも90%以上が「父親」または「母親」と同居しており、80%以上の家庭で「兄弟姉妹」がいる。調査対象の子供を除く「兄弟姉妹」の人数はどの年代でも「1人」が最も高くなっている。



問24 家族のうち就業している方（複数回答）

家族のうち就業しているのはどの年代でも「父親」で90%以上、「母親」で80%以上となった。



■その他回答

おじ、おばなど

調査票

保護者のみなさまへ

「家庭教育に関する保護者意識調査」へのご協力のお願い

日頃から、本市教育行政に対し、深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この調査は、金沢市内にお住まいの保護者の方に、日頃のお子さんの状況や、お子さんとの関わり、家庭教育に関するお考えなどを伺いし、今後の家庭教育の振興策に役立てることを目的としております。

ご負担をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

令和3年7月

金沢市教育委員会生涯学習課

1. 調査の対象

金沢市内にお住まいの「保育所・幼稚園・認定こども園の年中(令和3年4月1日現在で4歳の児童)」「小学校4年生」「中学校2年生」のお子さんの保護者の方
3000名(無作為による抽出)

2. ご回答方法

下記のいずれかの方法を選択ください。(回答に要する時間は10分程度です)

①インターネットによる回答

右記の二次元バーコードを読み取り、又はURLを入力し、
「金沢市電子申請サービス」からご回答ください。

URL:

https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=998



*インターネットでご回答いただいた方は、紙の調査票の返送は不要です。

②郵送による回答

調査票をご記入後、同封の返信用封筒(切手不要)に封入し、郵便ポストに投函してください。

3. ご回答期限

令和3年8月20日(金)

4. データの取り扱い等

○調査は、無記名で実施します。

○ご回答いただいた内容は、統計的に処理しますので、個別のご意見などがそのまま公表されることはありません。

○日頃の家庭の様子や保護者としての率直なお気持ちをお聞かせください。

○調査結果は、まとまり次第「かなざわ家庭教育サイト」に掲載する予定です。

本調査について、ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 金沢市教育委員会生涯学習課 家庭教育振興室
電話:076-220-2441 FAX:076-220-2488
E-mail:syougaku@city.kanazawa.lg.jp

家庭教育に関する保護者意識調査

アンケートご記入にあたってのお願い

○このアンケートで「お子さん」とは、封筒宛名のお子さんのことをさします。

以下の問い合わせでは、封筒宛名のお子さんについてのみ、お答えください。

○「家庭教育」とは、「保護者が家庭で子に行う教育」のことをさします。

答えにくい質問があるかもしれません、あまり考えこまず、お答えできる範囲でご回答ください。

1 お子さんの状況について

問1 お子さんが主に利用するスマートフォン、タブレット、PCなどのデジタル機器（以下「デジタル機器」という）はだれのものですか。
あてはまる番号に○をつけてください。（1つだけ）

1. お子さん専用
2. 親と共用
3. 兄弟（姉妹）と共に
4. その他（ ）
5. 持たせていない

問2 お子さんは平日1日あたりどれくらいの時間、デジタル機器を使用（学習を除く）していますか。※動画の視聴やゲームをしている時間を含みます。
あてはまる番号に○をつけてください。（1つだけ）

1. 使用していない
2. 1時間未満
3. 1時間以上2時間未満
4. 2時間以上3時間未満
5. 3時間以上4時間未満
6. 4時間以上
7. 把握していない

問3 お子さんは、平日1日あたりどれくらいの時間、家庭で学習していますか。
※塾や習い事などでの学習時間は除きます。
あてはまる番号に○をつけてください。（1つだけ）

1. 全くしていない
2. 30分未満
3. 30分以上1時間未満
4. 1時間以上2時間未満
5. 2時間以上3時間未満
6. 3時間以上4時間未満
7. 4時間以上
8. 把握していない

問4 デジタル機器の利用について、保護者としての心配や不安は何ですか。
あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて）

1. 生活習慣の乱れ
2. 学校の成績の低下
3. 視力の低下
4. 迷惑メール
5. インターネット等への依存
6. 個人情報の書き込みやいじめ
7. 有害サイトへのアクセス
8. 高額課金
9. 利用実態がわからない
10. その他（ ）
11. 特に問題は生じていない

問5 お子さんのデジタル機器の利用で、困ったことやトラブルになった（なりそうになつた）ことはありますか。それは次のどれですか。
あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて）

1. 生活習慣の乱れ
2. 学校の成績の低下
3. 視力の低下
4. 迷惑メール
5. インターネット等への依存
6. 個人情報の書き込みやいじめ
7. 有害サイトへのアクセス
8. 高額課金
9. 利用実態がわからない
10. その他（ ）
11. 特に問題は生じていない

2 お子さんとの関わりについて

問6 お子さんとは、平日1日あたりどれくらいの時間、一緒に話したり、遊んだり、勉強などしていますか。
あてはまる番号に○をつけてください。（1つだけ）

1. ほとんどしていない
2. 15分未満
3. 15分以上30分未満
4. 30分以上1時間未満
5. 1時間以上2時間未満
6. 2時間以上4時間未満
7. 4時間以上
8. 把握していない

問7 お子さんとの遊びや会話を通したコミュニケーションは、できていると思いますか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (1つだけ)

1. 十分できている (→問9へ)
2. まあまあできている (→問9へ)
3. あまりできていない (→問8へ)
4. できていない (→問8へ)

問8 ※問7で3. 4を選んだ方にお聞きします。

お子さんとの遊びや会話を通したコミュニケーションが「あまりできていない」「できていない」と思ったのは、なぜですか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (あてはまるものすべて)

1. 仕事等が忙しくて時間がないから
2. お子さんが忙しくて時間がないから
3. 何を話してよいのかわからないから
4. お子さんが話したがらないから
5. なるべく干渉しないようにしているから
6. 話をしなくてもお子さんのことはわかるから
7. その他 ()

問9 新型コロナウイルス感染症の影響（外出制限、保護者の働き方の変化等）で、お子さんと家庭で過ごす時間が増えたことで、よかったですはありましたか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (あてはまるものすべて)

1. あなたとお子さんとのコミュニケーションが深まった
2. あなた以外の保護者がお子さんと触れ合うようになって、コミュニケーションが深まった
3. 家族全体のコミュニケーションが深まった
4. お子さんの情緒が安定した
5. その他 ()
6. なかった
7. 家庭でお子さんと過ごす時間は増えなかった (→問11へ)

問10 逆に、お子さんと家庭で過ごす時間が増えたことで、負担に感じたことや悩んだことはありましたか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (あてはまるものすべて)

1. あなたのストレスが増えた
2. あなた以外の保護者のストレスが増えた
3. 家族の雰囲気が悪くなった
4. お子さんの情緒が不安定になった
5. その他 ()
6. なかった

問11 お子さんとの接し方やしつけで困ったときの相談相手はだれですか、または情報入手方法は何ですか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (あてはまるものすべて)

1. 家族・親族
2. 知人・友人
3. 行政の相談機関、地域の支援員
4. 幼児教育施設や学校の先生
5. 職場の人
6. インターネットやSNSの情報
7. テレビ・書籍の情報
8. その他 ()
9. 特にない

問12 お子さんを教育するうえで、ご自身が日頃から特に心がけていることは何ですか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (あてはまるものすべて)

1. お子さんとともに学ぶ姿勢を持ち続ける
2. 社会のルールをきちんと守る
3. 笑顔であいさつをする
4. あたたかい家族のふれあいを創る
5. 思いやの心、自分や他者の命の大切さを伝える
6. 感謝の気持ちを伝える
7. 規則正しい生活リズムと食習慣
8. お子さんの夢と可能性を育む
9. その他 ()
10. 特にない

問13 学習以外で、家庭で教えることが難しいと思っていることは次のうちどれですか。

あてはまる番号に○をつけてください。 (あてはまるものすべて)

1. 規則正しい生活習慣
2. 命の大切さ
3. 感謝や思いやの心
4. 学ぶことの大切さ
5. しつけ、マナー、社会のルール
6. 協調性や人とのつきあい方
7. インターネットの適正な使い方
8. その他 ()
9. 特にない

3 地域、学校等とのつながりについて

問 14 新型コロナウイルス感染症拡大以前の時期（令和2年2月以前）において、あなたは保護者会やPTA・育友会活動の行事等に参加していましたか。
あてはまる番号に○をつけてください。（1つだけ）

1. ほとんど参加していた (→問 16 へ)
2. まあまあ参加していた (→問 16 へ)
3. あまり参加していなかった (→問 15 へ)
4. ほとんど参加していなかった (→問 15 へ)

問 15 ※問 14 で 3. 4 を選んだ方にお聞きします。
保護者会やPTA・育友会活動の行事等に参加していなかった理由は何ですか。
あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて）

1. 仕事等が忙しくて時間がなかったから
2. 塾や習い事の送迎等で忙しかったから
3. どんな活動があるかわからなかったから
4. 関心がなかったから
5. お子さんがまだ入学（入園）していなかったから
6. その他 ()

問 16 保護者会やPTA・育友会活動の行事等に参加を促すため、どのような取り組みがあればよいと思いますか。
あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて）

1. SNS等を活用した案内や周知の充実
2. 土日や夜間など開催時間帯の工夫
3. 知人や友人からの誘い
4. 保護者が興味を持つテーマの設定
5. 著名な講師を招く
6. 親子で参加できるイベントの充実
7. その他 ()

4 金沢市教育委員会の家庭教育推進事業について

問 17 家庭は教育の出発点であり、お子さんの心のよりどころです。
金沢市教育委員会では、「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」（次ページ）
を呼びかけていますが、あなたは知っていますか。
あてはまる番号に○をつけてください。（1つだけ）

1. 知っている
2. 見たこと・聞いたことがある
3. 知らない

問17の続き

〈家庭で子どもを育むための「8つのすすめ」〉



家庭教育に関する情報
かなざわ家庭教育サイト
をご覧ください！



問18 家庭教育を推進するため、どのような取り組みが特に必要だと考えますか。
あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて）

1. 発達段階に応じて、家庭で取り組む教育をわかりやすく伝える
2. 幼児教育施設・学校等のセミナーの機会を充実する
3. 乳幼児期の段階から家庭教育の大切さを周知する
4. 困ったときに気軽に相談できる人や場をつくる
5. 保護者同士の交流や情報交換の場を充実する
6. 父親の家庭教育への参加を促す
7. 企業が従業員の家庭教育を支援する
8. 地域で子供を支える活動を充実する
9. その他（ ）

問19 家庭教育に関する情報は、どの発信手段が効果的だと思いますか。
あてはまる番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて）

1. 幼児教育施設・学校等からのチラシやパンフレット（紙のもの）
2. 幼児教育施設・学校等からの保護者あて電子メール
3. 幼児教育施設・学校等のHP
4. 行政機関のHP
5. SNS (Facebook、LINE、Twitterなど)
6. 家族や知人・友人からの勧め
7. その他（ ）

5 ご回答された方について

問 20 この調査票を回答された方はどなたですか。（封筒宛名のお子さんからみた続柄）
あてはまる番号に○をつけてください。

1. 父親 2. 母親 3. 祖父 4. 祖母
5. その他 ()

問 21 この調査票を回答された方の年代をお答えください。
あてはまる番号に○をつけてください。

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上

問 22 調査対象のお子さん（封筒宛名のお子さん）の学年をお答えください。

1. 保育所・幼稚園・認定こども園の年中児童
2. 小学校4年生
3. 中学校2年生

問 23 お子さんの家族（同居）の構成員について、あてはまるものをすべて選んでください。

1. 父親
2. 母親
3. 兄弟姉妹 () 人 ※調査対象のお子さんは含みません
4. 祖父
5. 祖母
6. その他 ()

問 24 お子さんの家族のうち就業（パートを含む）している方をすべて選んでください。

1. 父親 2. 母親 3. 兄弟姉妹 4. 祖父 5. 祖母
6. その他 ()

6 家庭教育に対するご意見について

問 25 不安や悩み等、家庭教育に対するご意見をご自由にお書きください。

調査へのご協力、誠にありがとうございました。